令和3年度 中小企業関係税制に関する アンケート調査 報告書

2022 年 2 月 株式会社帝国データバンク

「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査」

目 次

内容

I	. 調査概要	4
	1.目的	5
	2.法人向け調査概要	5
	3.個人向け調査概要	6
	4. 備考	6
Π	[. 法人向けアンケート調査結果	7
	1.交際費課税の特例について	8
	2.少額特例について	14
	3.先端設備等導入制度による固定資産税軽減措置について	38
	4.その他設備投資税制について	46
	5.事業承継税制について	51
	6. 印紙税について	61
	7.税務手続き関連の事務負担について	65
Ш	I. 個人向けアンケート調査	72
	1.回答企業の属性について	73
	2.事業の承継について	76
IV	<i>7. アンケート</i> 結果分析	83
	1.交際費課税の特例に関する分析	84
	2.少額特例(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)	に関する
	分析	88
((調査票)	91

I. 調査概要

1.目的

中小企業関係租税特別措置(以下「租特」という)について、その利用実態や政策的な効果等について定量的な検証を行い、制度の今後のあり方についての検討・分析に資することを本調査の目的とする。

2.法人向け調査概要

調 査 期 間 : 2021 年 7 月~2021 年 8 月

調 査 方 法 : 郵送による調査票の配布・回収

対象エリア : 全国

調査対象数 : 20,000件(※1)

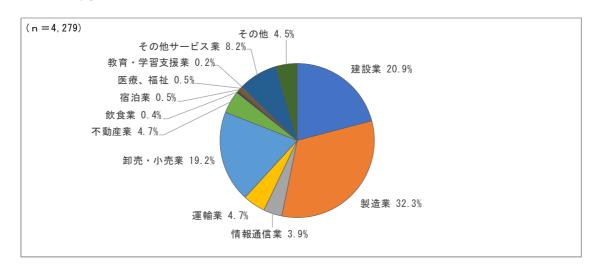
回 収 数: 4,412件(回収率 22.1%)

有効回答数 : 4,410件(有効回収率 22.1%)

※¹ 株式会社帝国データバンクの保有する企業データベースから以下の条件で抽出した 20,000 件を対象とした。

・主 業:農林漁業、製造業、建設業、卸・小売業、サービス業(宿泊業含む)

<主たる業種>



3.個人向け調査概要

調査期間: 2021年9月

調 査 方 法 : インターネット調査による回収

対象エリア : 全国 性 別 : 男女

年 齢: 50~99歳

そ の 他 : 自営業 回 収 数 : 1,000件 有効回答数 : 1,000件

4. 備考

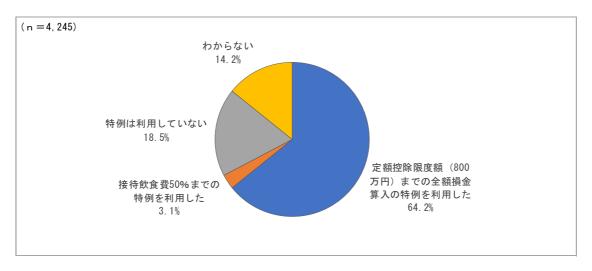
- ・構成比に関しては、小数点第2位を四捨五入して計算しているため、合計が100%にならない場合がある。
- ・複数回答の場合、回答した事業所数(n数)に対する割合を示しているため、構成比の合計が100%を超えることがある。

Ⅱ. 法人向けアンケート調査結果

1.交際費課税の特例について

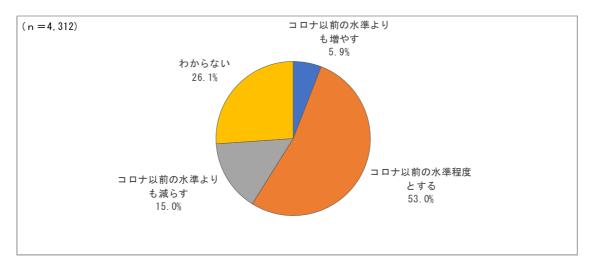
(1) 交際費課税の特例の利用状況について(単一回答)

「定額控除限度額(800万円)までの全額損金算入の特例を利用した」が64.3%と最も高く、次いで「特例は利用していない」が18.5%、「わからない」が14.2%となっている。



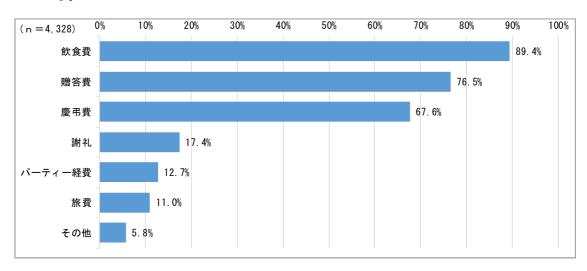
(2)新型コロナウイルス感染症の影響収束後の、交際費等の支出額の予定について(単一 回答)

「コロナ以前の水準程度とする」が 53.0%と最も高く、次いで「わからない」が 26.1%、「コロナ以前の水準よりも減らす」が 15.0%となっている。



(3) 交際費等の具体的な支出費用について(複数回答可)

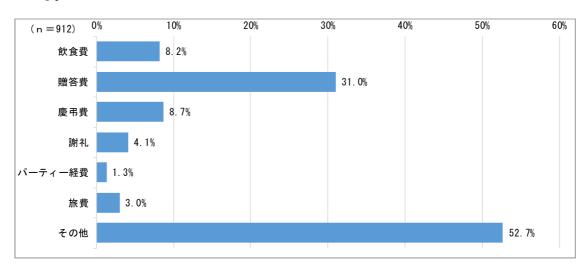
「飲食費」が89.4%と最も高く、次いで「贈答費」が76.5%、「慶弔費」が67.6%となっている。



(4) 新型コロナウイルス感染症の影響によって変化した費用について(複数回答可)

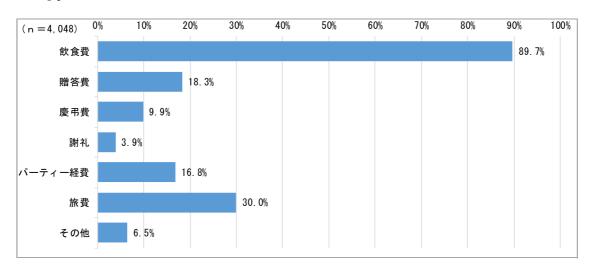
・ 増加した費用について

「その他」が 52.7% と最も高く、次いで「贈答費」が 31.0%、「慶弔費」が 8.7% となっている。



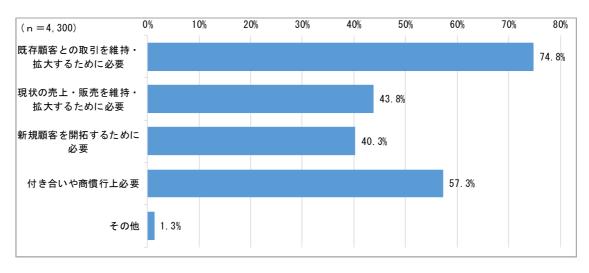
・減少した費用について

「飲食費」が89.7%と最も高く、次いで「旅費」が30.0%、「贈答費」が18.3%となっている。



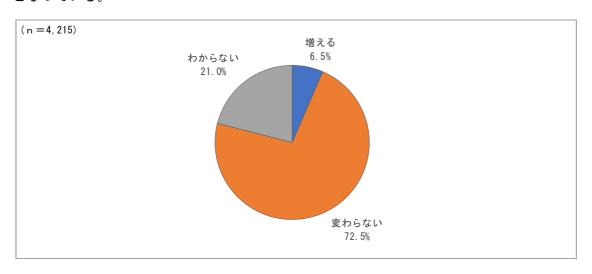
(5) 交際費等の必要性について(複数回答可)

「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」が 74.8%と最も高く、次いで「付き合いや商慣行上必要」が 57.3%、「現状の売上・販売を維持・拡大するために必要」が 43.8% となっている。



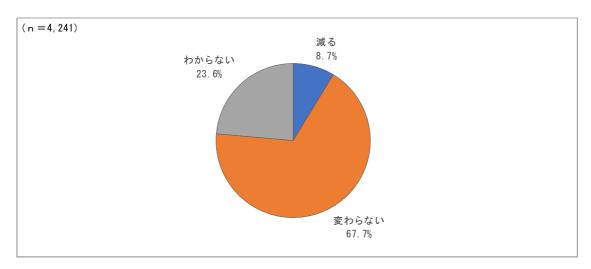
(6) 定額控除限度額(800 万円) までの交際費等の全額損金算入の特例について(単一回答)

・定額控除限度額(現在は800万円まで)が増加した場合について 「変わらない」が72.5%と最も高く、次いで「わからない」が21.0%、「増える」が6.5% となっている。

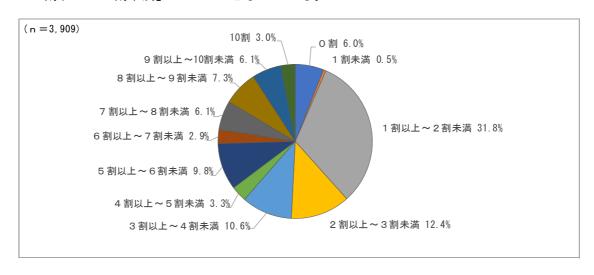


・定額控除限度額(現在は800万円まで)が減少した場合について

「変わらない」が 67.7%と最も高く、次いで「わからない」が 23.6%、「減る」が 8.7% となっている。

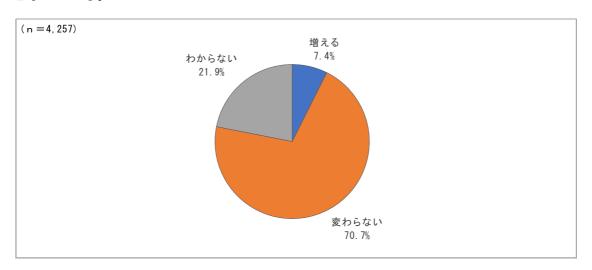


(7) 交際費全体のうち、飲食費の範囲として 5,000 円を超える割合について(数値記述) 「1割以上~2割未満」が 31.8%と最も高く、次いで「2割以上~3割未満」が 12.4%、「3割以上~4割未満」が 10.6%となっている。



(8) 交際費等に含まれない1人当たり飲食費の金額の上限(1人当たり5,000円以下の飲食費)が上がった場合の飲食費の支出の変化について(単一回答)

「変わらない」が 70.7%と最も高く、次いで「わからない」が 21.9%、「増える」が 7.4% となっている。

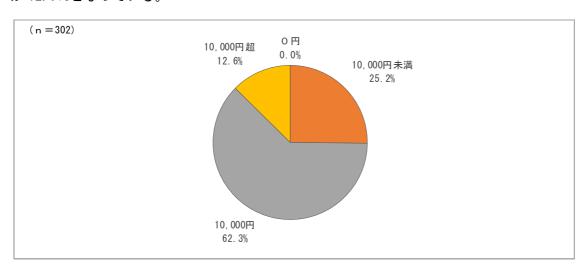


(9)交際費等に含まれない 1 人当たり飲食費の金額の上限(1 人当たり 5,000 円以下の飲食費)が上がった場合の飲食費が「増える」場合について(数値記述)

<回答対象: (8)で「増える」>

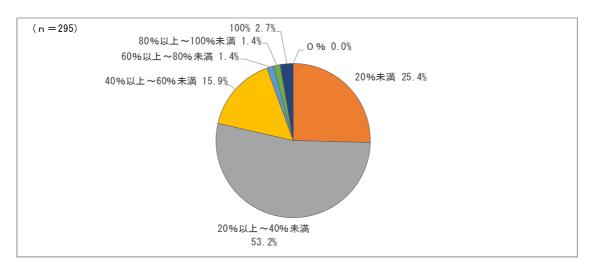
・交際費等に含まれない1人当たり飲食費の金額の上限額について

「10,000円」が62.3%と最も高く、次いで「10,000円未満」が25.2%、「10,000円超」が12.6%となっている。



・飲食費の増加率について

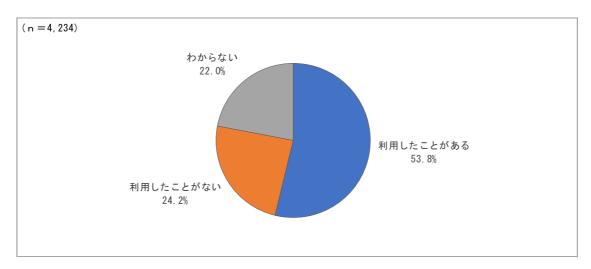
「20%以上~40%未満」が53.2%と最も高く、次いで「20%未満」が25.4%、「40%以上~60%未満」が15.9%となっている。



2.少額特例について

(1) 少額減価償却資産の特例措置の利用有無について(単一回答)

「利用したことがある」が 53.8%と最も高く、次いで「利用したことがない」が 24.2%、「わからない」が 22.0%となっている。

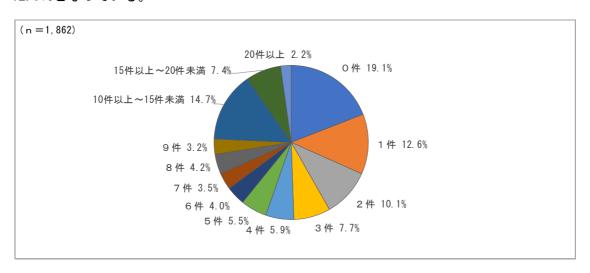


(2)少額減価償却資産の特例措置を利用した取得数と取得価格の合計(損金算入学)について(数値記述)

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

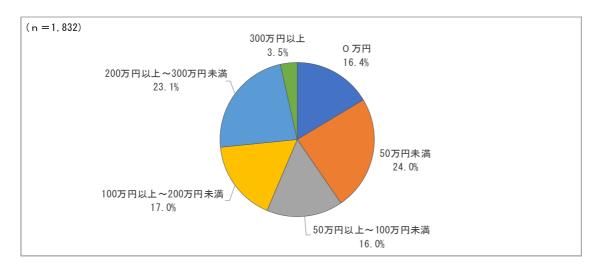
<平成30年度> 取得数について

「O件」が 19.1%と最も高く、次いで「10 件以上~15 件未満」が 14.7%、「1件」が 12.6%となっている。



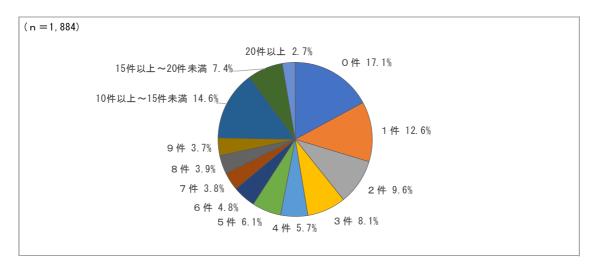
<平成30年度> 取得価格の合計(損金算入学)について

「50 万円未満」が 24.0%と最も高く、次いで「200 万円以上~300 万円未満」が 23.1%、「100 万円以上~200 万円未満」が 17.0%となっている。



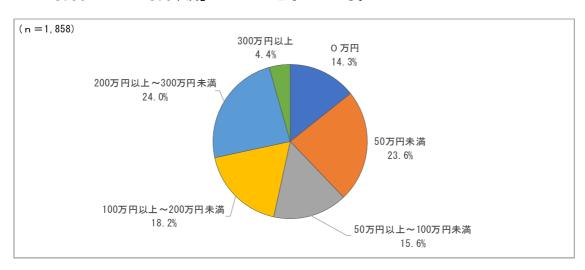
<令和元年度> 取得数について

「O件」が 17.1%と最も高く、次いで「10 件以上~15 件未満」が 14.6%、「1件」が 12.6%となっている。



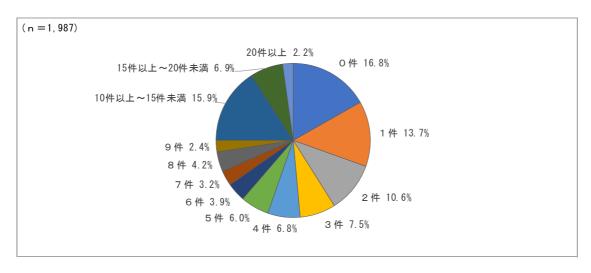
<令和元年度> 取得価格の合計(損金算入学)について

「200 万円以上~300 万円未満」が 24.0%と最も高く、次いで「50 万円未満」が 23.6%、「100 万円以上~200 万円未満」が 18.2%となっている。



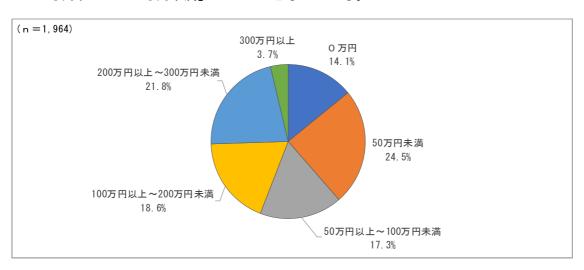
<令和2年度> 取得数について

「O件」が 16.8%と最も高く、次いで「10件以上~15件未満」が 15.9%、「1件」が 13.7%となっている。



<令和2年度> 取得価格の合計(損金算入学)について

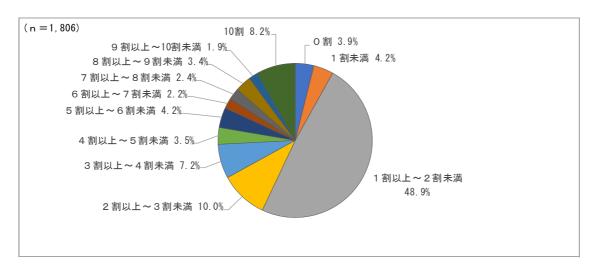
「50 万円未満」が 24.5%と最も高く、次いで「200 万円以上~300 万円未満」が 21.8%、「100 万円以上~200 万円未満」が 18.6%となっている。



(3) 少額減価償却資産の特例措置を利用した取得割合について(数値記述)

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

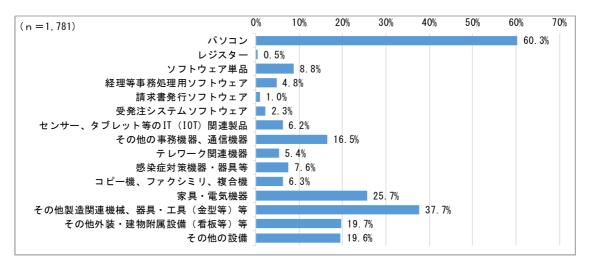
「1割以上~2割未満」が48.9%と最も高く、次いで「2割以上~3割未満」が10.0%、 「10割」が8.2%となっている。



(4) 少額減価償却資産の特例措置を利用して導入した設備と取得価格の合計について ①少額減価償却資産の特例措置を利用して導入した設備について(複数回答可)

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

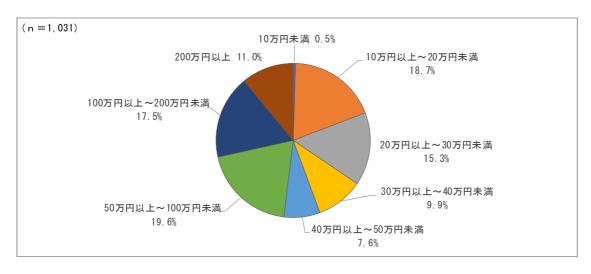
「パソコン」が 60.3%と最も高く、次いで「その他製造関連機械、器具・工具(金型等) 等」が 37.7%、「家具・電気機器」が 25.7%となっている。



②少額減価償却資産の特例措置を利用して導入した設備の取得価格の合計について (数値記述)

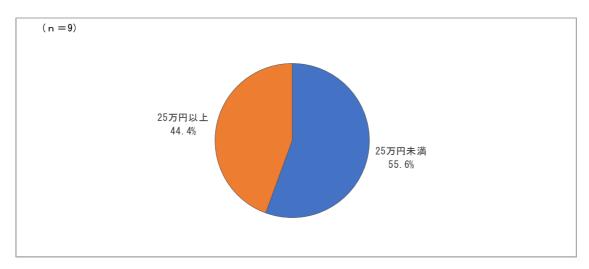
<①パソコン(ソフトウェア内蔵のものも含む)>

「50 万円以上~100 万円未満」が 19.6%と最も高く、次いで「10 万円以上~20 万円未満」が 18.7%、「100 万円以上~200 万円未満」が 17.5%となっている。



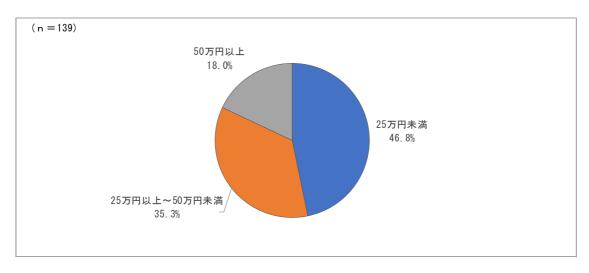
<②レジスター>

サンプル数が少ないため参考程度に留めたいが、「25 万円未満」が 55.6%と最も高く、 次いで「25 万円以上」が 44.4%となっている。



<③ソフトウェア単品>

「25 万円未満」が 46.8%と最も高く、次いで「25 万円以上~50 万円未満」が 35.3%、「50 万円以上」が 18.0%となっている。



<3-1. ソフトウェア単品のうち、経理等事務処理用ソフトウェア>

「25 万円未満」が 61.9%と最も高く、次いで「25 万円以上~50 万円未満」が 25.0%、「50 万円以上」が 13.1%となっている。



<3-2. ソフトウェア単品のうち、請求書発行ソフトウェア>

「25万円未満」が58.8%と最も高く、次いで「25万円以上」が41.2%となっている。



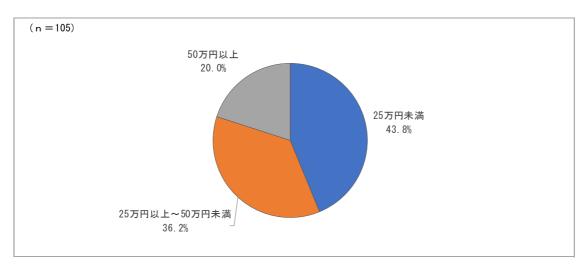
<③-3. ソフトウェア単品のうち、受発注システムソフトウェア>

「25万円以上」が51.2%と最も高く、次いで「25万円未満」が48.8%となっている。



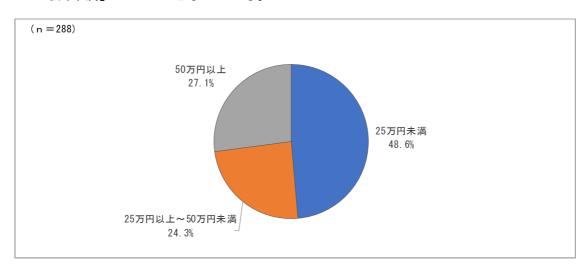
<④センサー、タブレット等の IT (IoT) 関連製品>

「25 万円未満」が 43.8%と最も高く、次いで「25 万円以上~50 万円未満」が 36.2%、「50 万円以上」が 20.0%となっている。



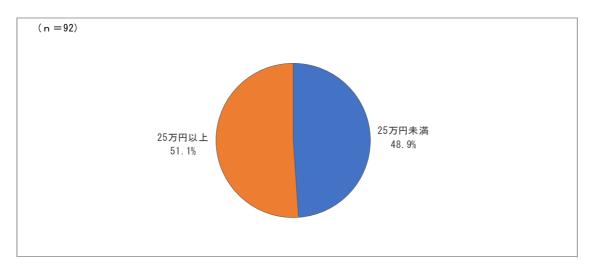
<⑤その他の事務機器、通信機器>

「25 万円未満」が 48.6%と最も高く、次いで「50 万円以上」が 27.1%、「25 万円以上 ~50 万円未満」が 24.3%となっている。



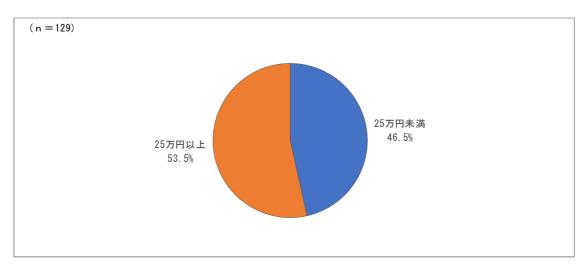
<⑥テレワーク関連機器(web カメラ、スピーカー等)>

「25万円以上」が51.1%と最も高く、次いで「25万円未満」が48.9%となっている。



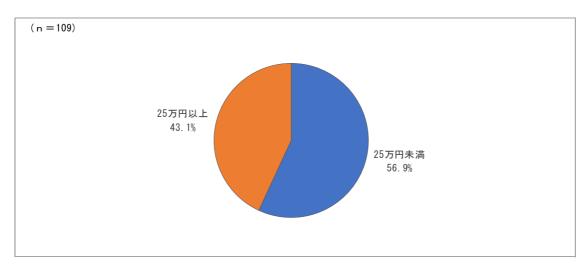
<⑦感染症対策機器・器具等>

「25万円以上」が53.5%と最も高く、次いで「25万円未満」が46.5%となっている。



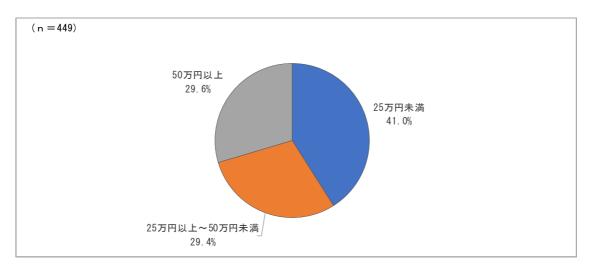
<⑧コピー機、ファクシミリ、複合機>

「25万円未満」が56.9%と最も高く、次いで「25万円以上」が43.1%となっている。



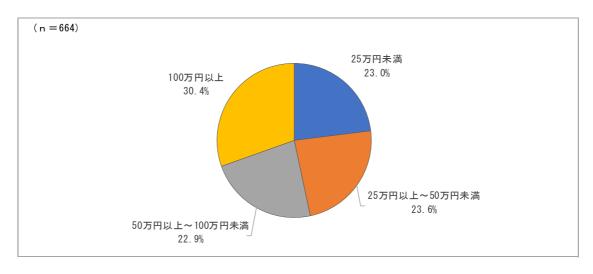
<⑨家具・電気機器>

「25 万円未満」が 41.0%と最も高く、次いで「50 万円以上」が 29.6%、「25 万円以上 ~50 万円未満」が 29.4%となっている。



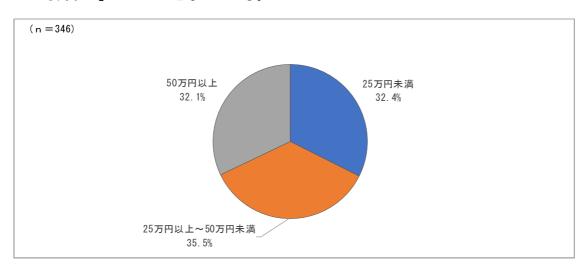
<⑩その他製造関連機器、器具・工具(金型等)等>

「100 万円以上」が 30.4%と最も高く、次いで「25 万円以上~50 万円未満」が 23.6%、「25 万円未満」が 23.0%となっている。



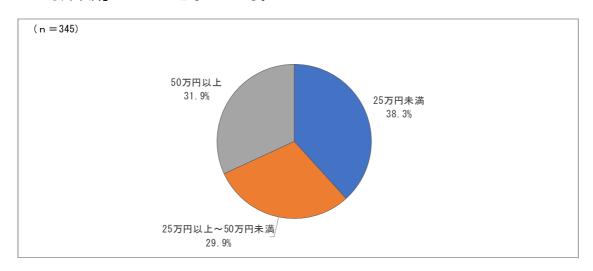
<⑪その他外装・建物附属設備(看板等)等>

「25 万円以上~50 万円未満」が 35.5%と最も高く、次いで「25 万円未満」が 32.4%、「50 万円以上」が 32.1%となっている。



<⑫その他の設備>

「25 万円未満」が 38.3%と最も高く、次いで「50 万円以上」が 31.9%、「25 万円以上 ~50 万円未満」が 29.9%となっている。

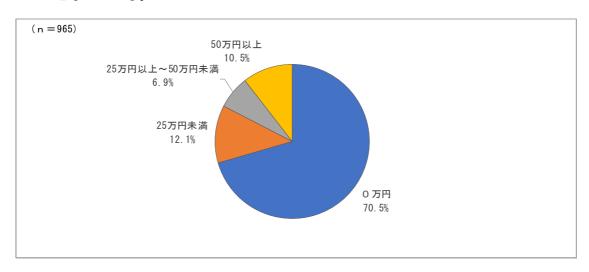


(5) 少額減価償却資産の特例措置を利用して、新型コロナウイルス感染症の影響に対応 するため追加導入した設備と導入予定の設備の合計取得額について(数値記述)

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

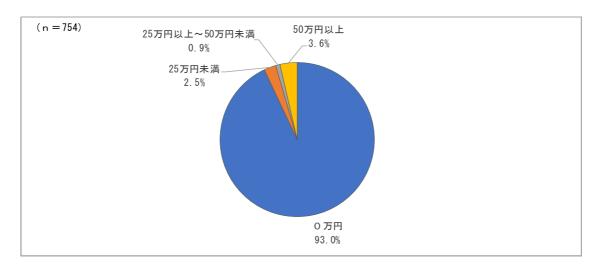
・追加導入した設備の合計取得額

「O万円」が 70.5%と最も高く、次いで「25 万円未満」が 12.1%、「50 万円以上」が 10.5%となっている。



・導入予定の設備の合計取得額

「O万円」が93.0%と最も高く、次いで「50万円以上」が3.6%、「25万円未満」が2.5% となっている。

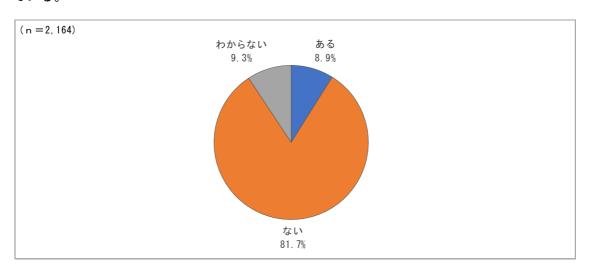


(6) 少額減価償却資産の上限(300万円)を超えた購入の有無と超過取得数と超過合計額 について

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

①少額減価償却資産の上限(300万円)を超えた購入の有無について(単一回答)

「ない」が 81.7% と最も高く、次いで「わからない」が 9.3%、「ある」が 8.9% となっている。

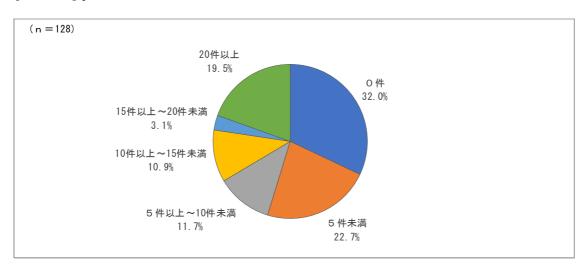


②少額減価償却資産の上限(300 万円)を超えた購入の超過取得数と超過合計額について (数値記述)

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

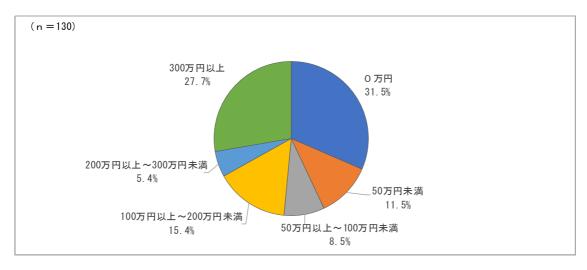
<平成30年度> 超過取得数について

「O件」が32.0%と最も高く、次いで「5件未満」が22.7%、「20件以上」が19.5%となっている。



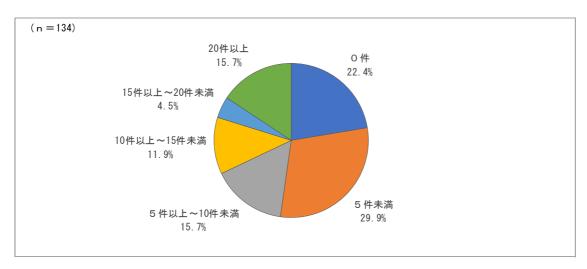
<平成30年度> 超過合計額について

「O万円」が31.5%と最も高く、次いで「300万円以上」が27.7%、「100万円以上~200万円未満」が15.4%となっている。



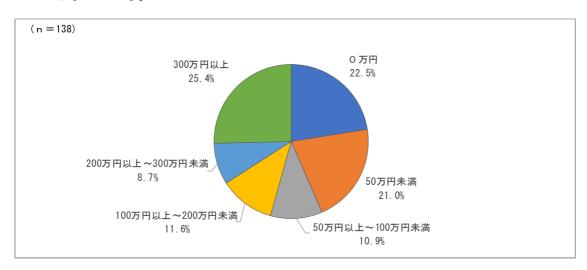
<令和元年度> 超過取得数について

「5件未満」が29.9%と最も高く、次いで「O件」が22.4%、「5件以上~10件未満」及び「20件以上」が15.7%となっている。



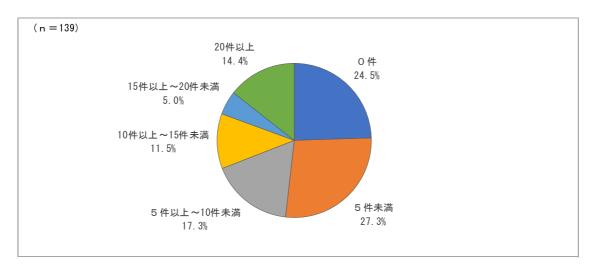
<令和元年度> 超過合計額について

「300 万円以上」が 25.4% と最も高く、次いで「O万円」が 22.5%、「50 万円未満」が 21.0% となっている。



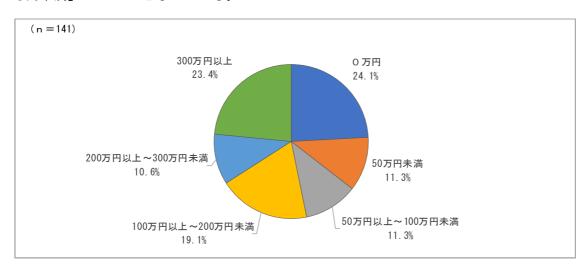
<令和2年度> 超過取得数について

「5件未満」が 27.3%と最も高く、次いで「O件」が 24.5%、「5件以上~10件未満」が 17.3%となっている。



<令和2年度> 超過合計額について

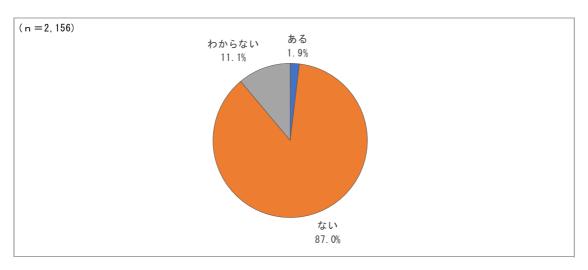
「O万円」が24.1%と最も高く、次いで「300万円以上」が23.4%、「100万円以上~200万円未満」が19.1%となっている。



(7) 少額減価償却資産の上限による少額減価償却資産の購入をあきらめた経験有無について(単一回答)

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

「ない」が 87.0%と最も高く、次いで「わからない」が 11.1%、「ある」が 1.9%となっている。

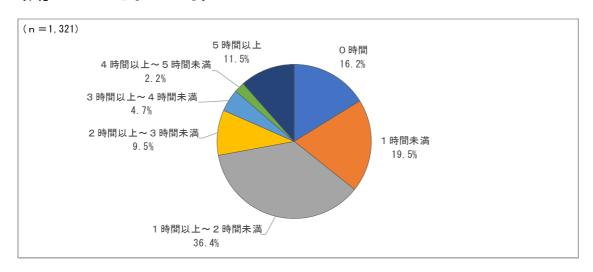


(8) 少額減価償却資産を利用できない場合の現況調査や事務負担で発生した際にかかる時間について(数値記述)

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

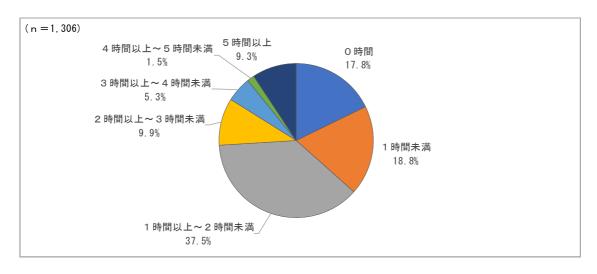
①現況調査にかかる時間

「1時間以上~2時間未満」が36.4%と最も高く、次いで「1時間未満」が19.5%、「O時間」が16.2%となっている。



②事務負担にかかる時間

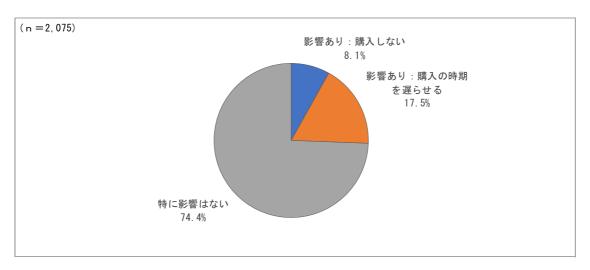
「1時間以上~2時間未満」が37.5%と最も高く、次いで「1時間未満」が18.8%、「O時間」が17.8%となっている。



(9) 少額減価償却資産を利用できない場合、PC 等の少額減価償却資産の購入への影響について(単一回答)

<回答対象: (1)で「利用したことがある」>

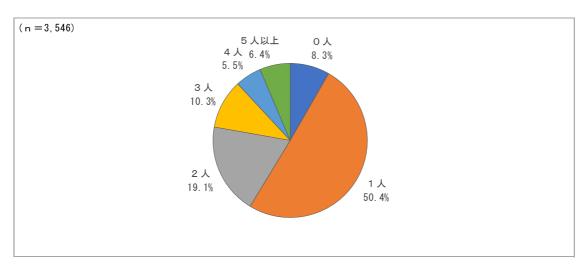
「特に影響はない」が 74.4%と最も高く、次いで「影響あり: 購入の時期を遅らせる」が 17.5%、「影響あり: 購入しない」が 8.1%となっている。



(10) 社内の経理担当者について(数値記述)

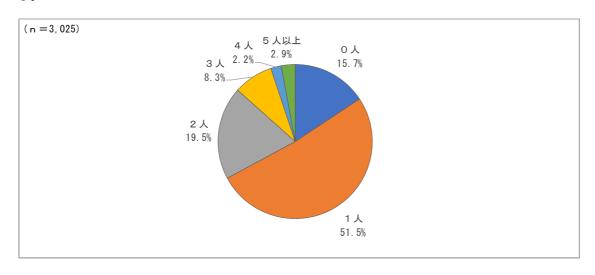
・専任

「1人」が50.4%と最も高く、次いで「2人」が19.1%、「3人」が10.3%となっている。



• 兼任

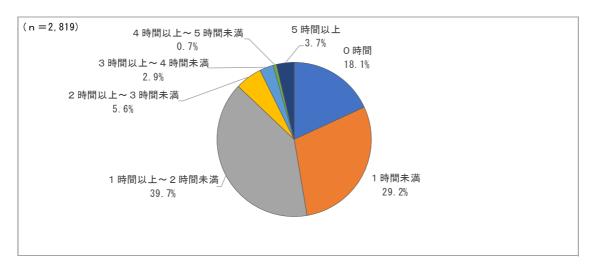
「1人」が51.5%と最も高く、次いで「2人」が19.5%、「0人」が15.7%となっている。



(11) 固定資産の固定資産台帳への登録の負担について(数値記述)

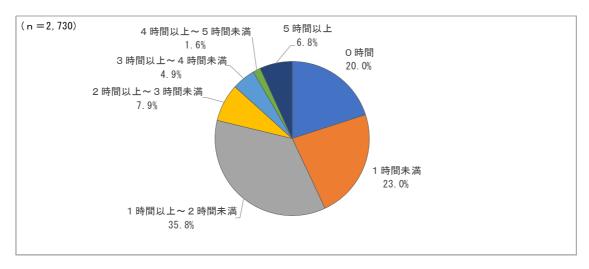
①1つの資産について取得時の登録に要する月あたりの時間

「1時間以上~2時間未満」が39.7%と最も高く、次いで「1時間未満」が29.2%、「O時間」が18.1%となっている。



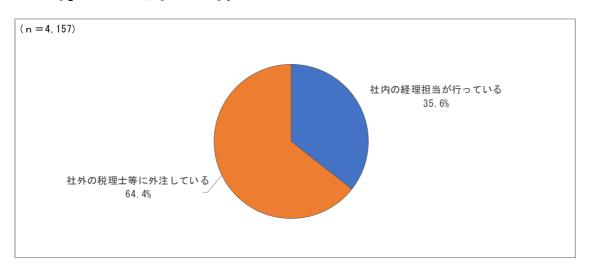
②償却資産税(固定資産税)の納税事務(税額計算等)に要する月あたりの時間

「1時間以上~2時間未満」が35.8%と最も高く、次いで「1時間未満」が23.0%、「O時間」が20.0%となっている。



(12) 事務負担者について (単一回答)

「社外の税理士等に外注している」が 64.4%と最も高く、次いで「社内の経理担当が行っている」が 35.6%となっている。



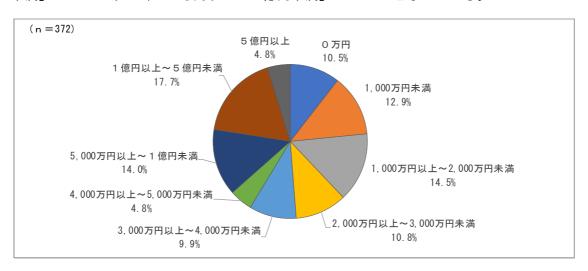
3. 先端設備等導入制度による固定資産税軽減措置について

(1) 先端設備等導入制度による固定資産税軽減措置を利用して導入した設備の合計取得額と台数について(数値記述)

<回答対象:本税制措置を利用した方>

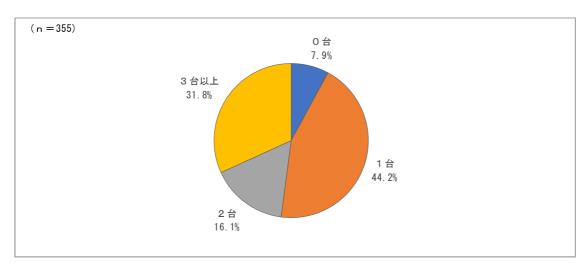
• 機械装置:合計取得額

「1億円以上~5億円未満」が17.7%と最も高く、次いで「1,000万円以上~2,000万円 未満」が14.5%、「5,000万円以上~1億円未満」が14.0%となっている。



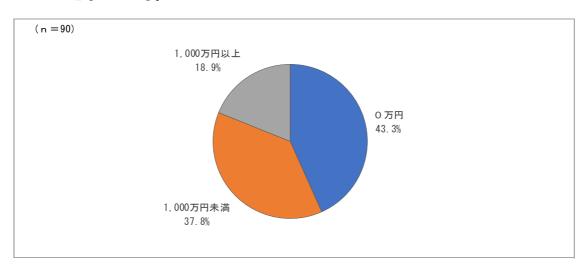
• 機械装置: 台数

「1台」が44.2%と最も高く、次いで「3台以上」が31.8%、「2台」が16.1%となっている。



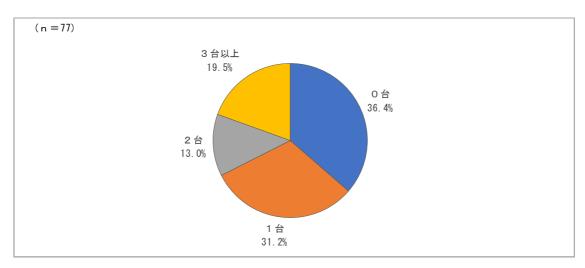
• 器具装備:合計取得額

「O万円」が43.3%と最も高く、次いで「1,000万円未満」が37.8%、「1,000万円以上」が18.9%となっている。



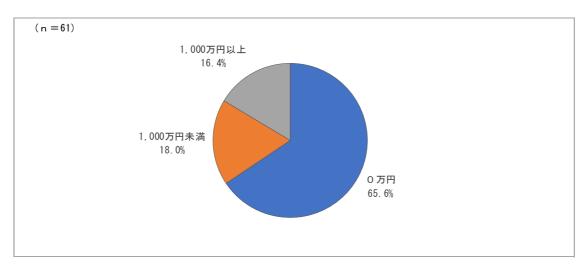
- 器具装備: 台数

「O台」が36.4%と最も高く、次いで「1台」が31.2%、「3台以上」が19.5%となっている。



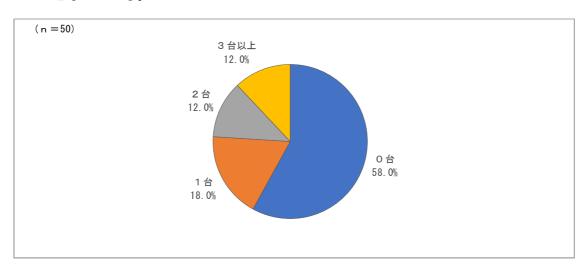
- 測定工具及び検査道具:合計取得額

「O万円」が65.6%と最も高く、次いで「1,000万円未満」が18.0%、「1,000万円以上」が16.4%となっている。



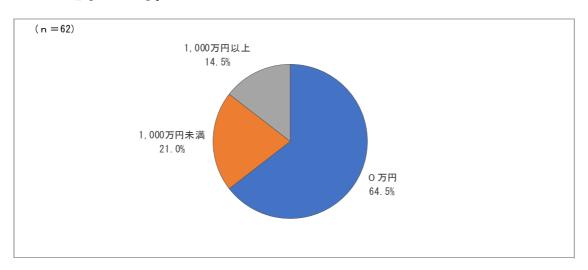
・ 測定工具及び検査道具: 台数

「O台」が 58.0%と最も高く、次いで「1台」が 18.0%、「2台」及び「3台以上」が 12.0%となっている。



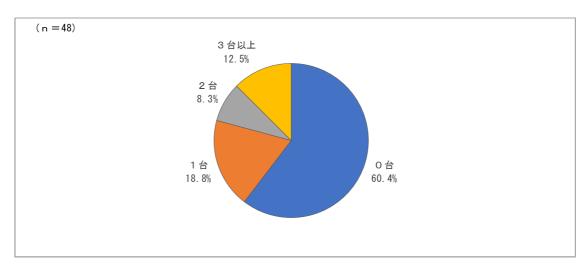
• 建物附属設備:合計取得額

「O万円」が 64.5%と最も高く、次いで「1,000万円未満」が 21.0%、「1,000万円以上」が 14.5%となっている。



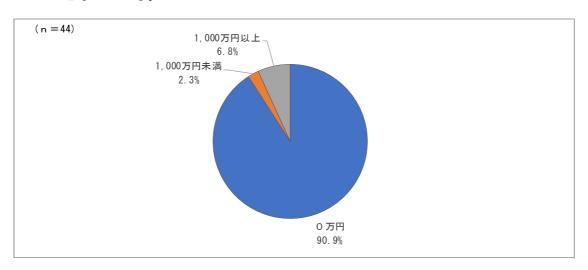
• 建物附属設備:台数

「O台」が 60.4%と最も高く、次いで「1台」が 18.8%、「3台以上」が 12.5%となっている。



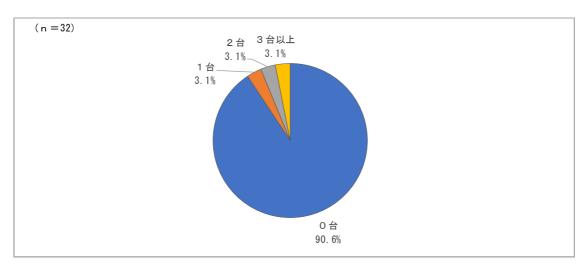
• 構築物: 合計取得額

「O万円」が90.9%と最も高く、次いで「1,000万円以上」が6.8%、「1,000万円未満」が2.3%となっている。



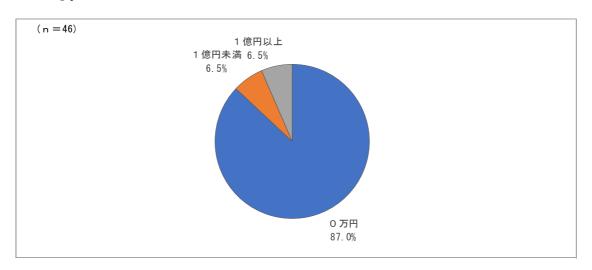
• 構築物: 台数

「O台」が90.6%と最も高く、次いで「1台」及び「2台」及び「3台以上」が3.1%となっている。



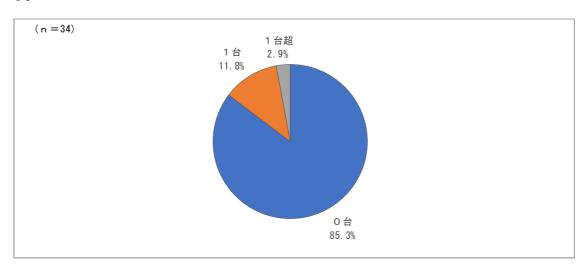
• 事業用家屋: 合計取得額

「O万円」が87.0%と最も高く、次いで「1億円未満」及び「1億円以上」が6.5%となっている。



• 事業用家屋: 台数

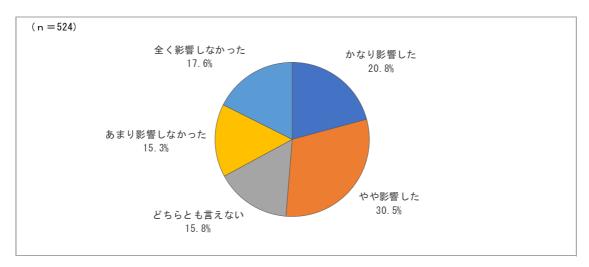
「O台」が85.3%と最も高く、次いで「1台」が11.8%、「1台超」が2.9%となっている。



(2) 設備導入の決定時の税制措置の影響有無について(単一回答)

<回答対象:本税制措置を利用した方>

「やや影響した」が 30.5%と最も高く、次いで「かなり影響した」が 20.8%、「全く影響しなかった」が 17.6%となっている。

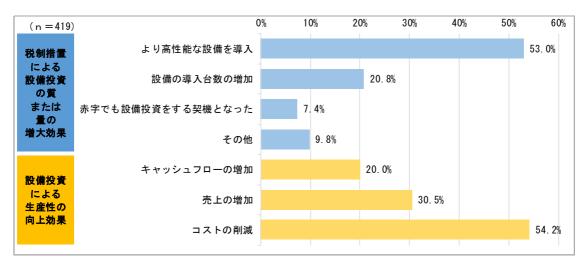


(3) 税制措置を使ったことによる効果について(複数回答可)

<回答対象:本税制措置を利用した方>

『税制措置による設備投資の質または量の増大効果』においては、「より高性能な設備を導入」が53.0%と最も高く、次いで「設備の導入台数の増加」が20.8%、「その他」が9.8%となっている。

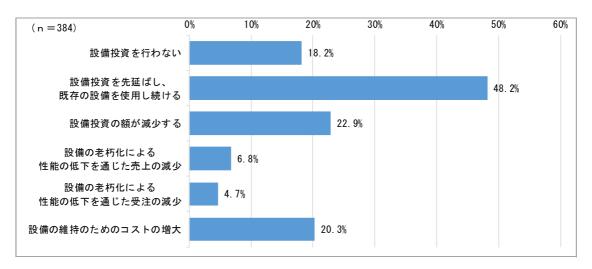
『設備投資による生産性の向上効果』においては、「コストの削減」が 54.2%と最も高く、次いで「売上の増加」が 30.5%、「キャッシュフローの増加」が 20.0%となっている。



(4) 税制措置がなかった場合の影響について(複数回答可)

<回答対象:本税制措置を利用した方>

「設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける」が 48.2%と最も高く、次いで「設備投資の額が減少する」が 22.9%、「設備の維持のためのコストの増大」が 20.3%となっている。

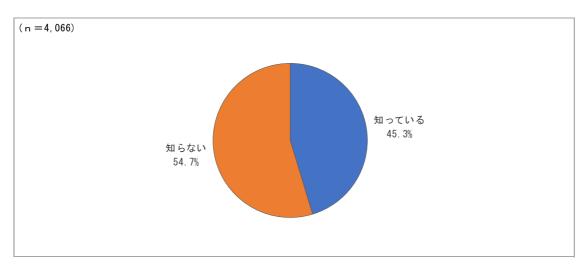


4. その他設備投資税制について

(1) 設備投資税制の認知状況について(単一回答)

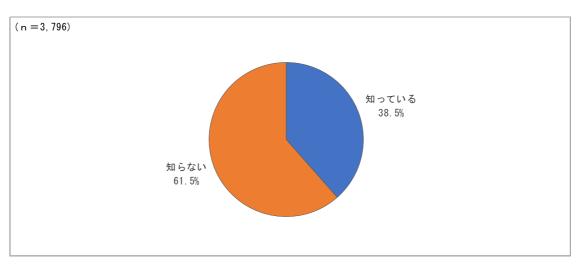
①中小企業投資促進税制

「知らない」が54.7%と最も高く、次いで「知っている」が45.3%となっている。



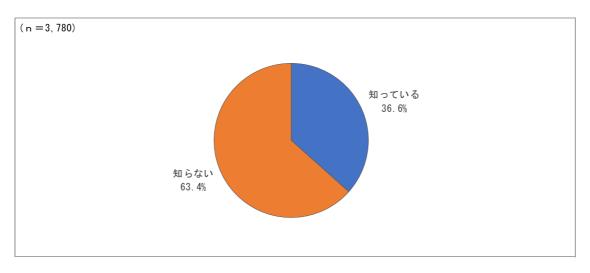
②中小企業経営強化税制(A類型)

「知らない」が61.5%と最も高く、次いで「知っている」が38.5%となっている。



③中小企業経営強化税制 (B 類型)

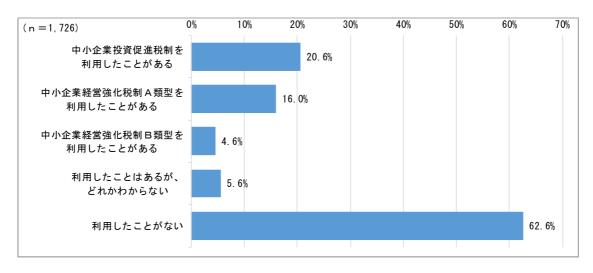
「知らない」が63.4%と最も高く、次いで「知っている」が36.6%となっている。



(2) 設備投資税制の利用有無について(複数回答可)

<回答対象: (1)で①②③のいずれかを「知っている」>

「利用したことがない」が 62.6%と最も高く、次いで「中小企業投資促進税制を利用したことがある」が 20.6%、「中小企業経営強化税制A類型を利用したことがある」が 16.0% となっている。

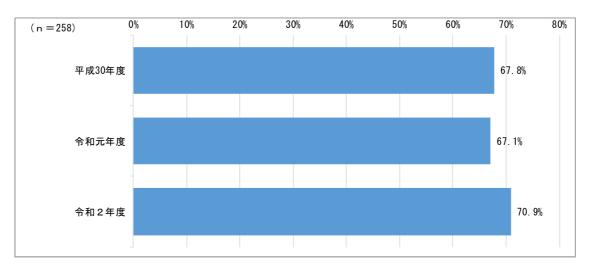


(3) 各年度の設備投資税制の利用有無について(複数回答可)

<回答対象: (1)で①②③のいずれかを「知っている」>

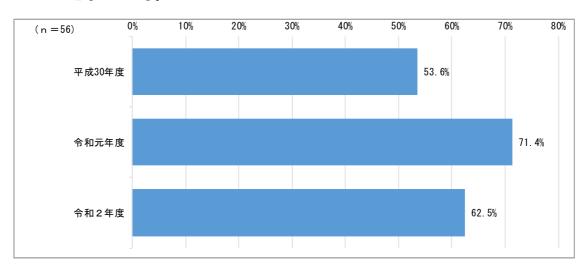
• 中小企業投資促進税制【特別償却】

「令和2年度」が70.9%と最も高く、次いで「平成30年度」が67.8%、「令和元年度」が67.1%となっている。



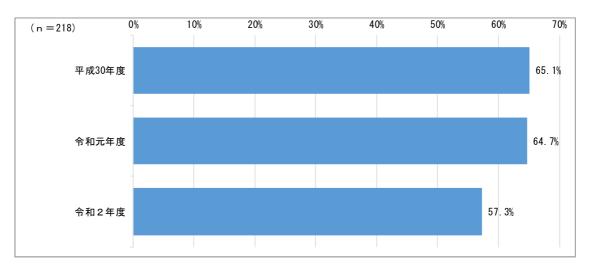
• 中小企業投資促進税制【税額控除】

「令和元年度」が 71.4% と最も高く、次いで「令和 2 年度」が 62.5%、「平成 30 年度」が 53.6% となっている。



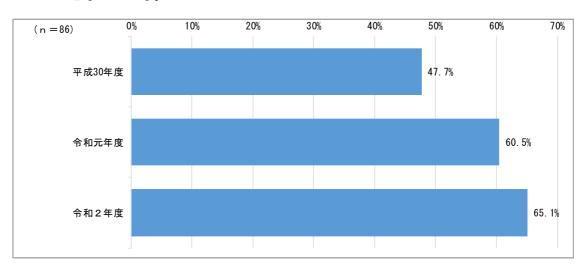
·中小企業経営強化税制(A類型) 【特別償却】

「平成30年度」が65.1%と最も高く、次いで「令和元年度」が64.7%、「令和2年度」が57.3%となっている。



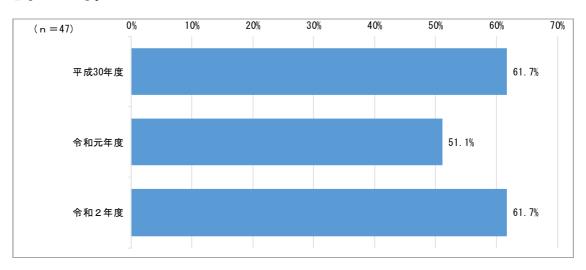
·中小企業経営強化税制(A類型) 【税額控除】

「令和2年度」が65.1%と最も高く、次いで「令和元年度」が60.5%、「平成30年度」が47.7%となっている。



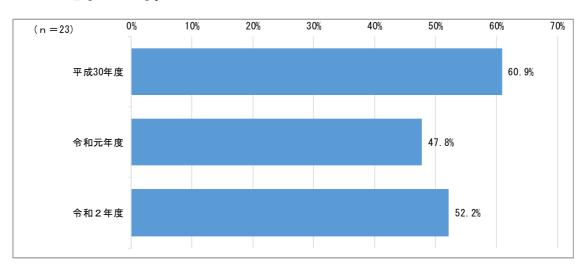
·中小企業経営強化税制(B類型) 【特別償却】

「平成30年度」及び「令和2年度」が61.7%と最も高く、次いで「令和元年度」が51.1%となっている。



·中小企業経営強化税制(B類型) 【税額控除】

「平成30年度」が60.9%と最も高く、次いで「令和2年度」が52.2%、「令和元年度」が47.8%となっている。

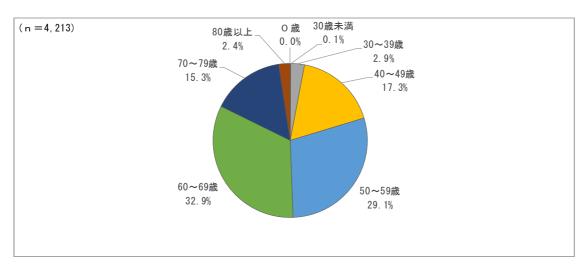


5. 事業承継税制について

(1) 現在の代表者の年齢、性別について

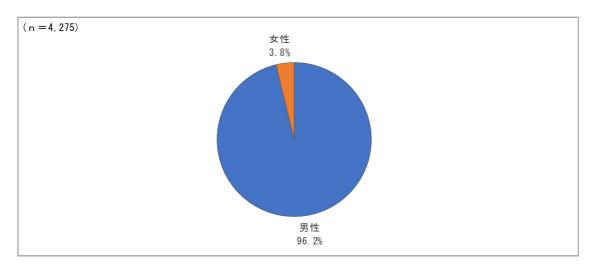
• 年齢(数値記述)

「60~69 歳」が 32.9%と最も高く、次いで「50~59 歳」が 29.1%、「40~49 歳」が 17.3% となっている。



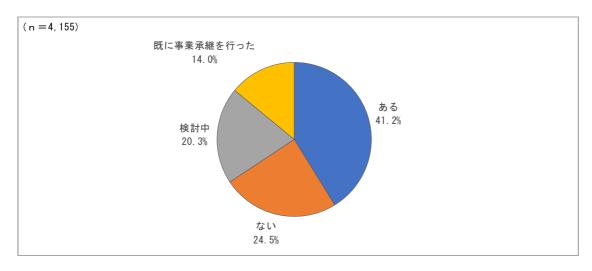
• 性別(単一回答)

「男性」が96.2%と最も高く、次いで「女性」が3.8%となっている。



(2) 事業承継を行う意思について(単一回答)

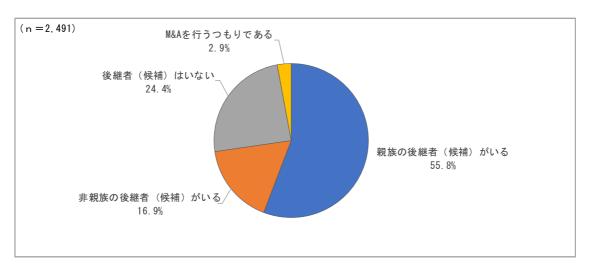
「ある」が 41.2%と最も高く、次いで「ない」が 24.5%、「検討中」が 20.3%となっている。



(3)後継者(候補)の決定状況について(単一回答)

<回答対象: (2)で「ある」又は「検討中」>

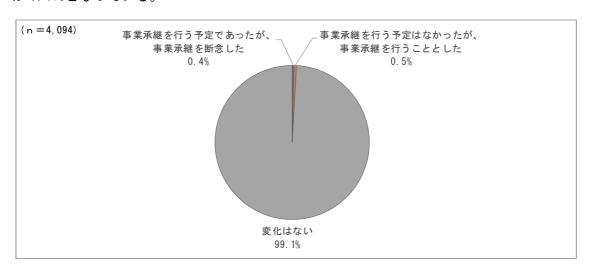
「親族の後継者(候補)がいる」が 55.8%と最も高く、次いで「後継者(候補)はいない」が 24.4%、「非親族の後継者(候補)がいる」が 16.9%となっている。



(4) 新型コロナウイルス感染症の影響による事業承継に関する決定状況の変化有無について(単一回答)

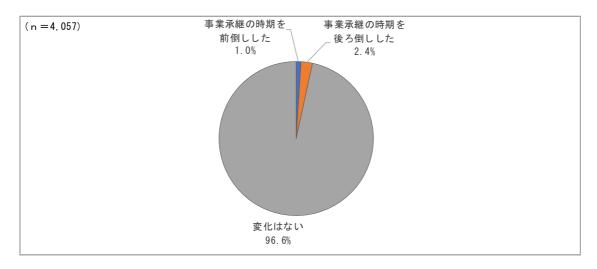
事業承継の意思

「変化はない」が 99.1%と最も高く、次いで「事業承継を行う予定はなかったが、事業承継を行うこととした」が 0.5%、「事業承継を行う予定であったが、事業承継を断念した」が 0.4%となっている。



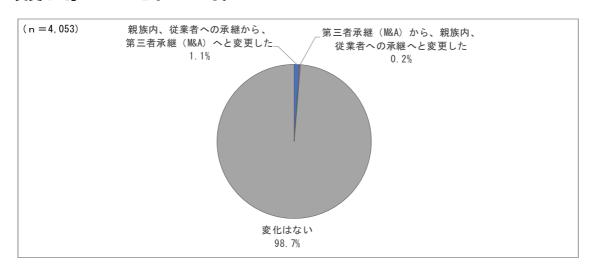
事業承継の時期

「変化はない」が96.6%と最も高く、次いで「事業承継の時期を後ろ倒しした」が2.4%、「事業承継の時期を前倒しした」が1.0%となっている。



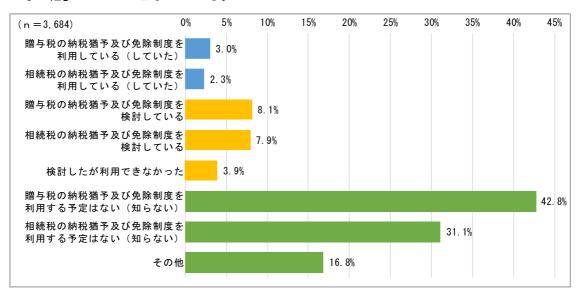
- 事業承継の手法

「変化はない」が98.7%と最も高く、次いで「親族内、従業者への承継から、第三者承継(M&A)へと変更した」が1.1%、「第三者承継(M&A)から、親族内、従業者への承継へと変更した」が0.2%となっている。



(5) 事業承継税制について(複数回答可)

「贈与税の納税猶予及び免除制度を利用する予定はない(知らない)」が 42.8%と最も高く、次いで「相続税の納税猶予及び免除制度を利用する予定はない(知らない)」が 31.1%、「その他」が 16.8%となっている。

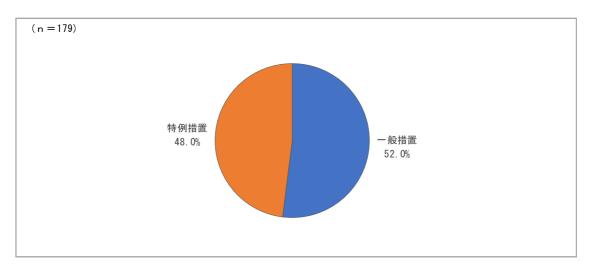


(6) 贈与税又は相続税の納税猶予及び免除制度を利用した際に受けた措置について(単一回答)

<回答対象: (5)で「贈与税の納税猶予及び免除制度を利用している(していた)」

 又は「相続税の納税猶予及び免除制度を利用している(していた)」>

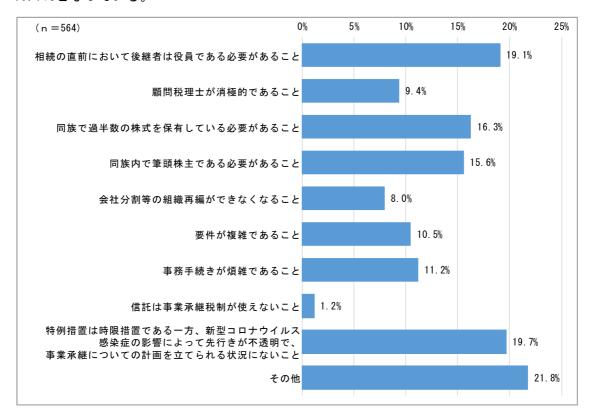
「一般措置」が 52.0%と最も高く、次いで「特例措置」が 48.0%となっている。



(7)事業承継税制の適用・検討にあたってネックとなっている事項について(複数回答可)

<回答対象: (5)で「贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している」 「相続税の納税猶予及び免除制度を検討している」 「検討したが利用できなかった」のいずれか>

「その他」が 21.8%と最も高く、次いで「特例措置は時限措置である一方、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明で、事業承継についての計画を立てられる状況にないこと」が 19.7%、「相続の直前において後継者は役員である必要があること」が 19.1%となっている。



(8)制度の利用・検討の際の主な相談先について(単一回答)

<回答対象: (5) で「贈与税の納税猶予及び免除制度を利用している(していた)」

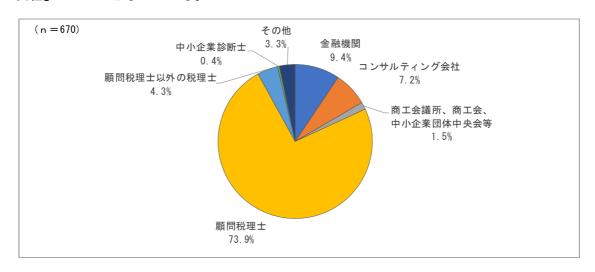
「相続税の納税猶予及び免除制度を利用している(していた)」

「贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している」

「相続税の納税猶予及び免除制度を検討している」

「検討したが利用できなかった」のいずれか>

「顧問税理士」が 73.9% と最も高く、次いで「金融機関」が 9.4%、「コンサルティング 会社」が 7.2% となっている。

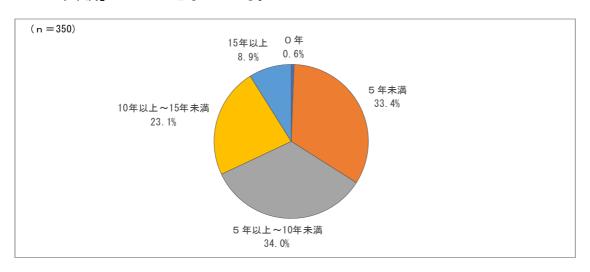


(9) 事業承継の予定時期と後継者候補の役員就任状況について

<回答対象: (5)で「贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している」 又は「相続税の納税猶予及び免除制度を検討している」>

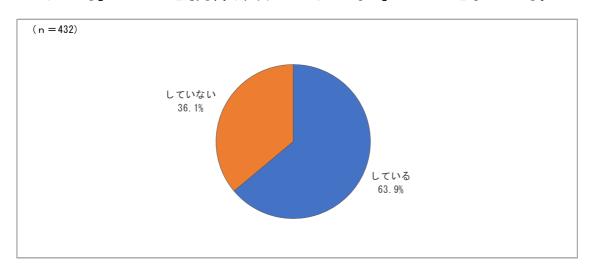
・事業承継の予定時期(数値記述)

「5年以上~10年未満」が34.0%と最も高く、次いで「5年未満」が33.4%、「10年以上~15年未満」が23.1%となっている。



・後継者候補の役員就任状況 (単一回答)

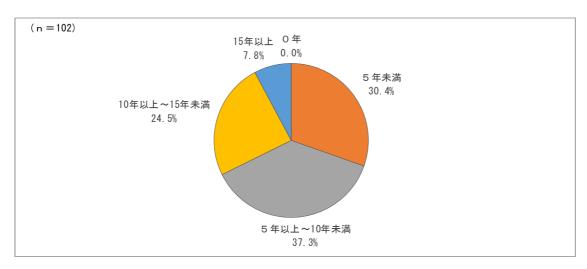
「している」が63.9%と最も高く、次いで「していない」が36.1%となっている。



(10)後継者の役員就任予定時期について(数値記述)

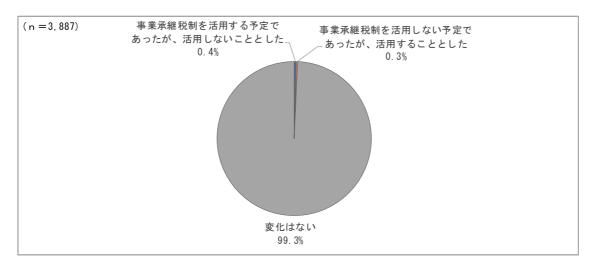
<回答対象: (9) で後継者候補が役員に就任「している」>

「5年以上~10年未満」が37.3%と最も高く、次いで「5年未満」が30.4%、「10年以上~15年未満」が24.5%となっている。



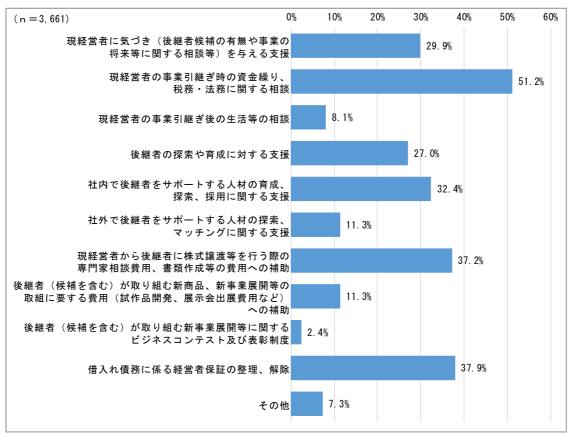
(11) 新型コロナウイルス感染症の影響による事業承継税制に関する利活用予定の変化について(単一回答)

「変化はない」が99.3%と最も高く、次いで「事業承継税制を活用する予定であったが、活用しないこととした」が0.4%、「事業承継税制を活用しない予定であったが、活用することとした」が0.3%となっている。



(12) 現経営者が事業承継を行おうという意欲を高める支援について (3つまで回答可)

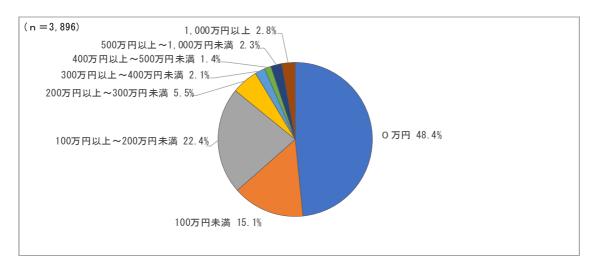
「現経営者の事業引継ぎ時の資金繰り、税務・法務に関する相談」が 51.2%と最も高く、次いで「借入れ債務に係る経営者保証の整理、解除」が 37.9%、「現経営者から後継者に株式譲渡等を行う際の専門家相談費用、書類作成等の費用への補助」が 37.2%となっている。



6. 印紙税について

(1) 令和2年度における印紙税の納付額について(数値記述)

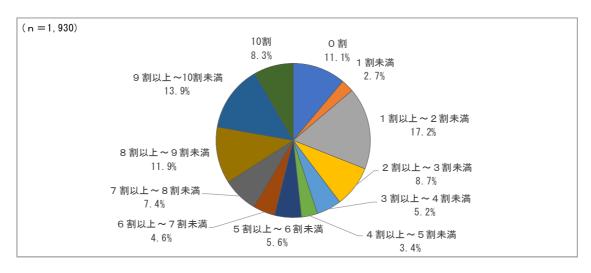
「O万円」が48.4%と最も高く、次いで「100万円以上~200万円未満」が22.4%、「100万円未満」が15.1%となっている。



(2)課税文書全体の件数に占める、各印紙税に係る課税文書の割合について(数値記述)

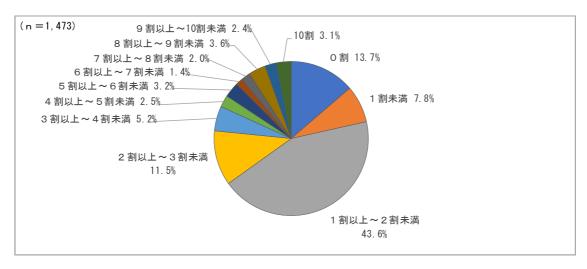
・第2号文書(請負に関する契約書)

「1割以上~2割未満」が17.2%と最も高く、次いで「9割以上~10割未満」が13.9%、「8割以上~9割未満」が11.9%となっている。



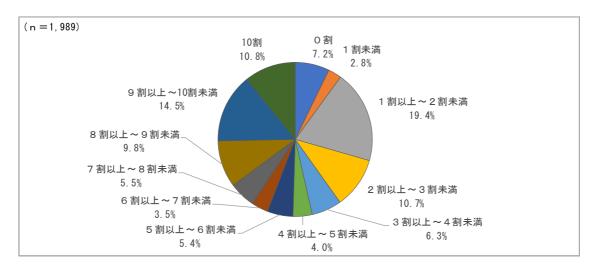
・第7号文書(継続的取引の基本となる契約書)

「1割以上~2割未満」が43.6%と最も高く、次いで「0割」が13.7%、「2割以上~3割未満」が11.5%となっている。



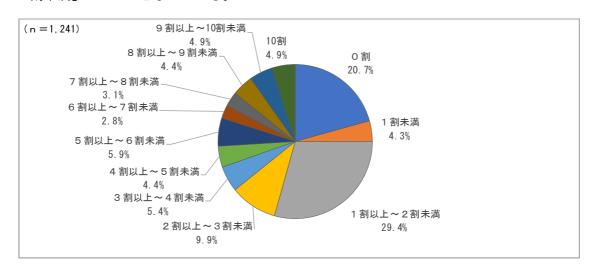
・第 17 号文書(売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書、売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書)

「1割以上~2割未満」が19.4%と最も高く、次いで「9割以上~10割未満」が14.5%、 「10割」が10.8%となっている。



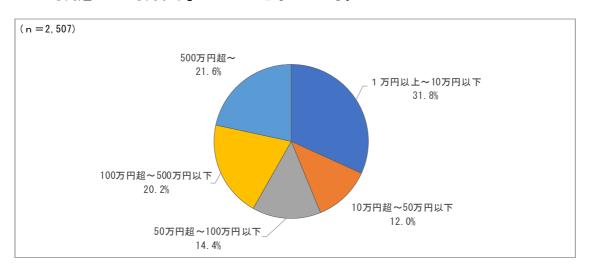
その他の文書

「1割以上~2割未満」が29.4%と最も高く、次いで「0割」が20.7%、「2割以上~3割未満」が9.9%となっている。



(3) 第2号文書への記載件数が最も多い金額について(単一回答)

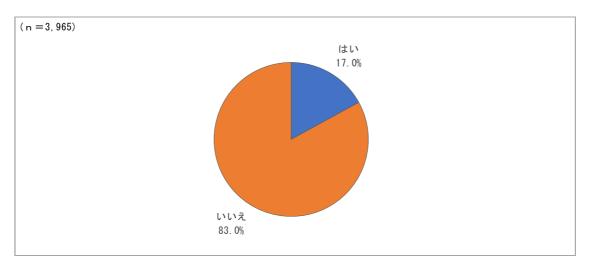
「1万円以上~10万円以下」が31.8%と最も高く、次いで「500万円超~」が21.6%、 「100万円超~500万円以下」が20.2%となっている。



7. 税務手続き関連の事務負担について

(1) 税務にかかる事務コスト削減に向けた組織目標・考え方等の有無について(単一回答)

「いいえ」が83.0%と最も高く、次いで「はい」が17.0%となっている。

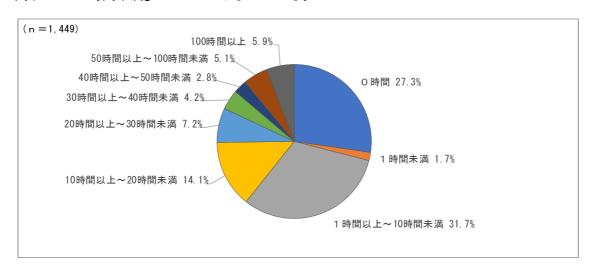


(2)会計上の財務諸表の作成以後に生じる「税務手続き関連」の業務に係る社内の延べ時間と税務手続き関連業務を除く会計・経理作業に要する時間について(数値記述)

<回答対象: (1)で「はい」>

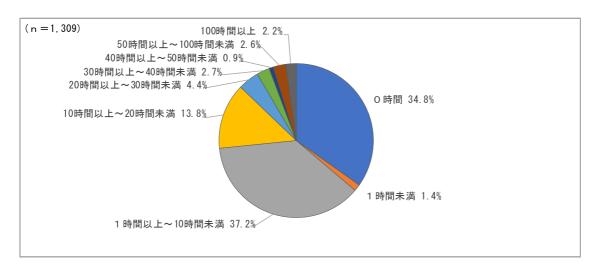
• 法人税

「1時間以上~10時間未満」が31.7%と最も高く、次いで「O時間」が27.3%、「10時間以上~20時間未満」が14.1%となっている。



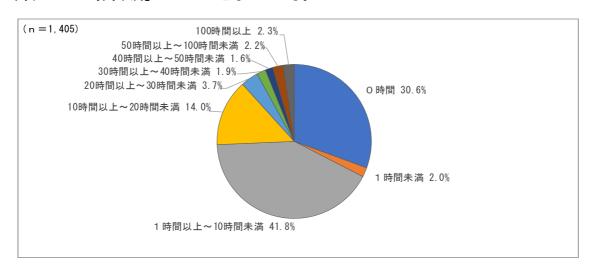
• 租税特別措置(法人税関連)

「1時間以上~10時間未満」が37.2%と最も高く、次いで「O時間」が34.8%、「10時間以上~20時間未満」が13.8%となっている。



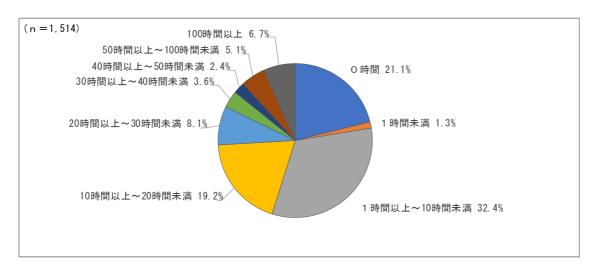
・法人住民税・事業税

「1時間以上~10時間未満」が41.8%と最も高く、次いで「O時間」が30.6%、「10時間以上~20時間未満」が14.0%となっている。



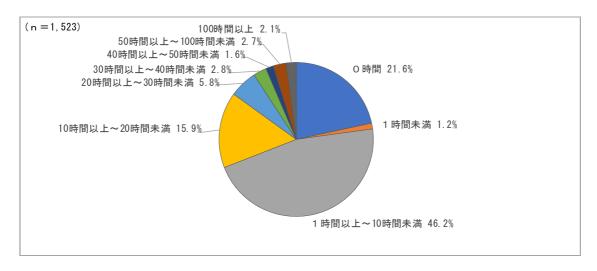
• 消費税

「1時間以上~10時間未満」が32.4%と最も高く、次いで「O時間」が21.1%、「10時間以上~20時間未満」が19.2%となっている。



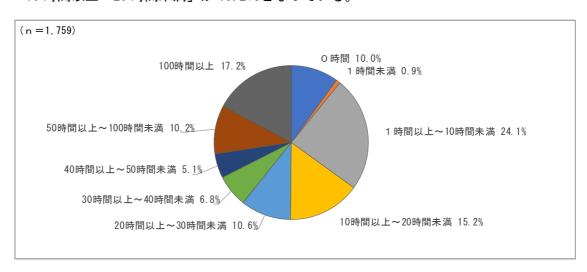
· 固定資産税 · 事業所税

「1時間以上~10時間未満」が46.2%と最も高く、次いで「O時間」が21.6%、「10時間以上~20時間未満」が15.9%となっている。



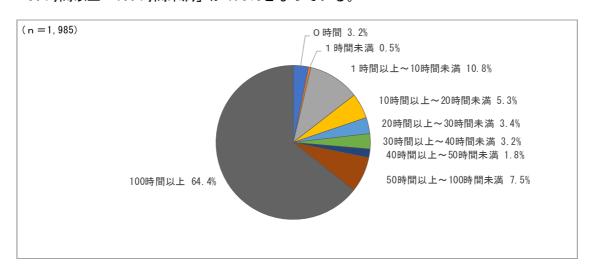
• 所得税 • 社会保険料

「1時間以上~10時間未満」が24.1%と最も高く、次いで「100時間以上」が17.2%、 「10時間以上~20時間未満」が15.2%となっている。



・会計・経理作業(税務手続きを除く)

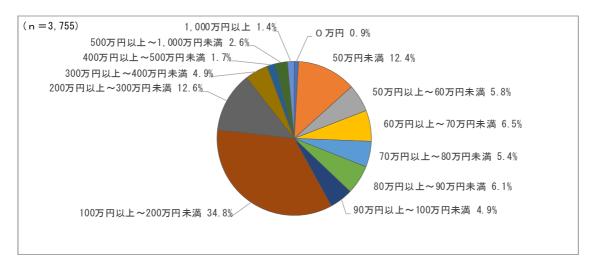
「100 時間以上」が 64.4%と最も高く、次いで「1時間以上~10 時間未満」が 10.8%、「50 時間以上~100 時間未満」が 7.5%となっている。



(3) 税務手続き関連の業務に関する外部委託費用(年間)と納税申告手続き以外の外部委託費用(年間)について(数値記述)

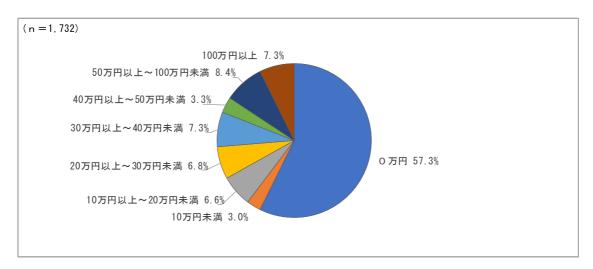
• 外部委託費用 (年間)

「100 万円以上~200 万円未満」が 34.8%と最も高く、次いで「200 万円以上~300 万円 未満」が 12.6%、「50 万円未満」が 12.4%となっている。



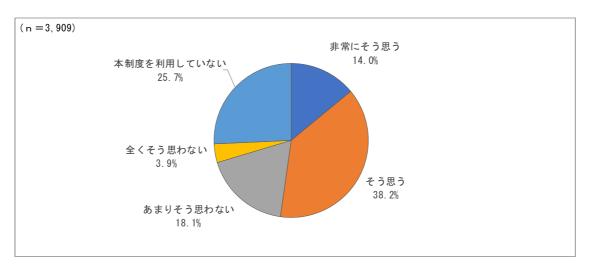
・ (外部委託費用の(年間)の内) その他(税務調査対応等)分

「O万円」が57.3%と最も高く、次いで「50万円以上~100万円未満」が8.4%、「30万円以上~40万円未満」及び「100万円以上」が7.3%となっている。



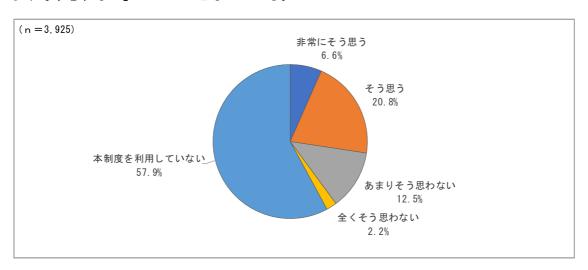
(4) 電子申告の導入は紙での申告に比して事務負担の軽減につながっているか(単一回答)

「そう思う」が 38.2%と最も高く、次いで「本制度を利用していない」が 25.7%、「あまりそう思わない」が 18.1%となっている。



(5) 電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存は、帳簿書類等の保存に係る事務負担軽減につながっているか(単一回答)

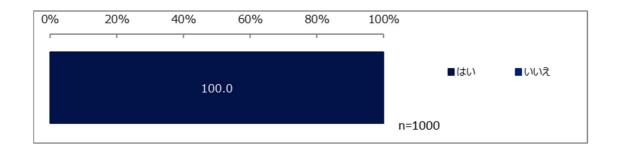
「本制度を利用していない」が 57.9%と最も高く、次いで「そう思う」が 20.8%、「あまりそう思わない」が 12.5%となっている。



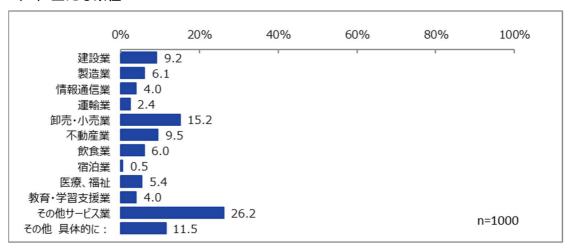
Ⅲ. 個人向けアンケート調査

1. 回答企業の属性について

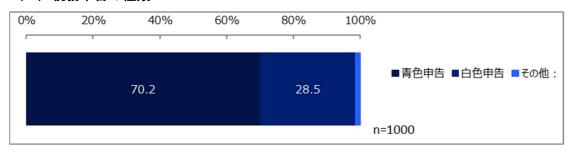
(1) 個人事業者(法人を設立せずに事業を行っている者) か否か



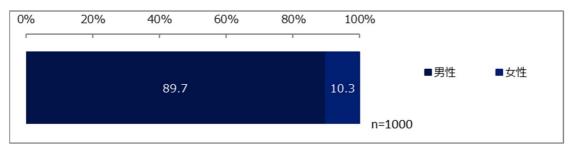
(2) 主たる業種



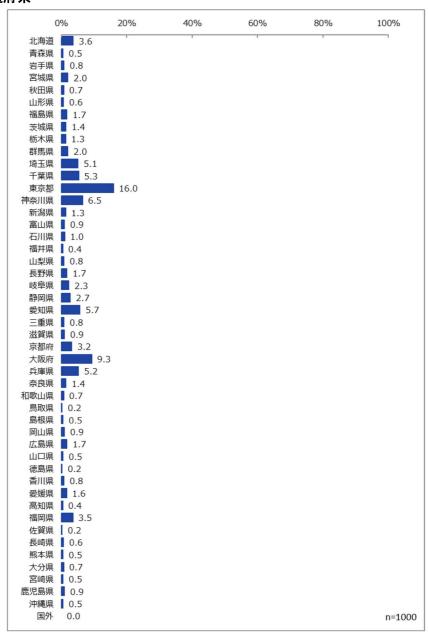
(3) 税務申告の種類



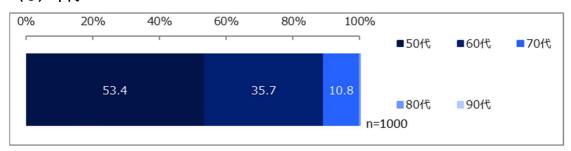
(4)性別



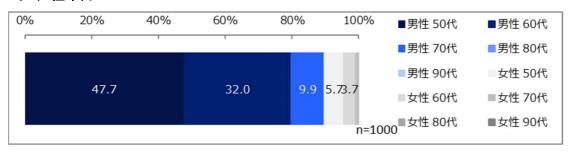
(5)都道府県



(6) 年代



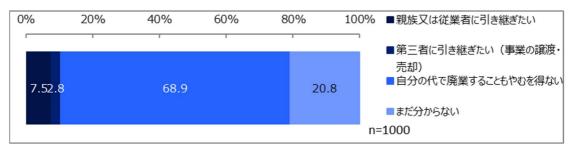
(7) 性年代



2. 事業の承継について

(1) 今後の事業の承継について

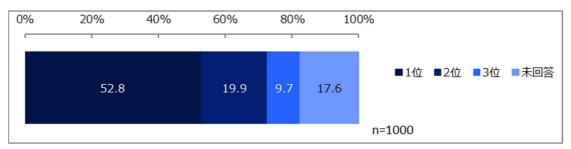
「自分の代で廃業することもやむを得ない」が 68.9%と最も高く、次いで「まだ分からない」が 20.8%、「親族又は従業者に引き継ぎたい」が 7.5%となっている。



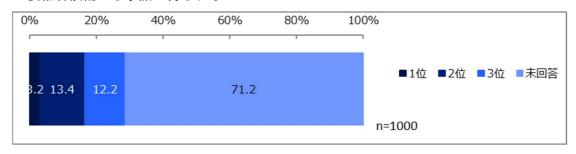
(2) 事業承継をする上での課題について、最も当てはまるもの、2番目に当てはまるもの、3番目に当てはまるものについて

1位として「後継者が不在(後継者が育っていないも含む)」が52.8%と最も高く、次いで2位は「将来の経営不安」が32.5%、3位も「親族間の調整」が17%となっている。

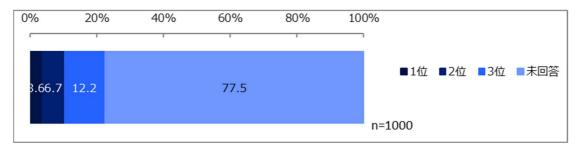
1. 後継者が不在(後継者が育っていないも含む)



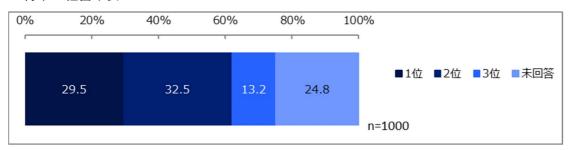
2. 後継者候補から承諾が得られない



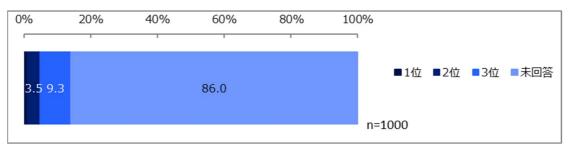
3. 相続税、贈与税の負担



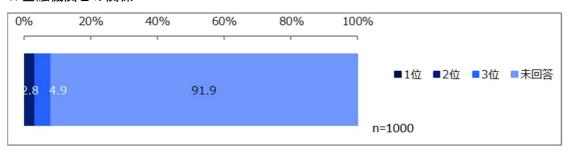
4. 将来の経営不安



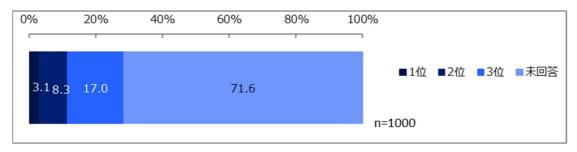
5. 役員・従業員の士気低下や取引先との関係



6. 金融機関との関係

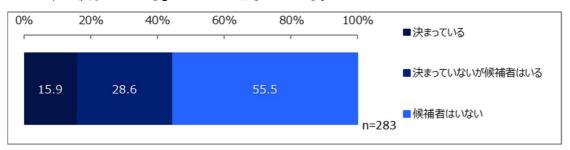


7. 親族間の調整



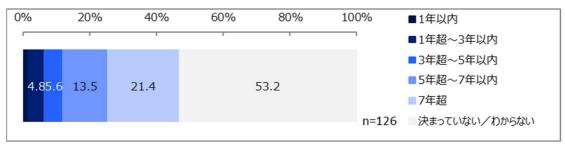
(3) ((1) 今後の事業の承継について「親族又は従業者に引き継ぎたい」または「まだ分からない」と回答した方)後継者の状況について

「後継者はいない」が 55.5%と最も高く、次いで「決まっていないが候補者はいる」が 28.6%、「決まっている」が 15.9%となっている。



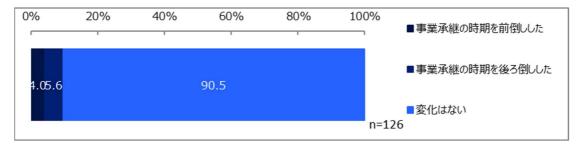
(4) ((3) 事業の後継者について「決まっている」、「決まっていないが候補者はいる」と回答した方) 事業承継の時期について

「決まっていない/わからない」が 53.2% と最も高く、次いで「7 年超」が 21.4%、「5 年超~7 年以内」が 13.5% となっている



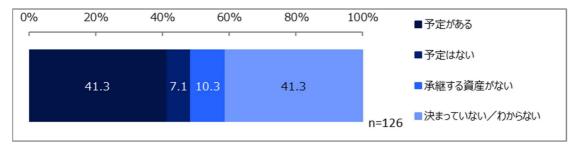
(5) ((3) 事業の後継者について「決まっている」、「決まっていないが候補者はいる」と回答した方) 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業承継を行う時期に変化があった場合の内容

「変化はない」が90.5%と最も高く、次いで「事業承継の時期を後ろ倒しした」が5.6%、「事業承継の時期を前倒しした」が4.0%となっている



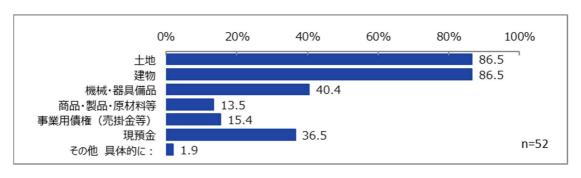
(6) ((3) 事業の後継者について「決まっている」、「決まっていないが候補者はいる」と回答した方) 事業用資産(土地、建物、機械設備等)を承継する予定の有無

「予定がある」、「決まっていない/わからない」が共に 41.3%と最も高く、次いで「承継する資産がない」が 10.3%となっている。



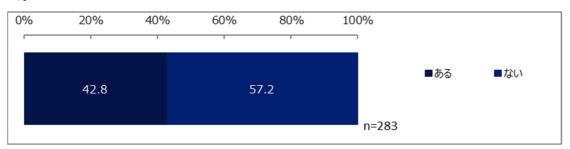
(7) ((6) 事業用資産の承継について「予定がある」と回答した方)承継する予定の 事業用資産について

「土地」、「建物」が共に 86.5% と最も高く、次いで「機械・器具備品」が 40.4% となっている。



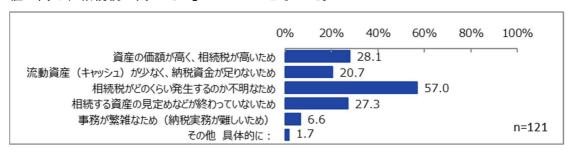
(8) ((1) 今後の事業の承継について「親族又は従業者に引き継ぎたい」または「まだ分からない」と回答した方または(6) 事業用資産の承継について「予定はない」または「承継する資産がない」と回答した方)相続税・贈与税の負担についての不安の有無について

相続税・贈与税の負担についての不安は「ない」が 57.2%、「ある」が 42.8%となった。



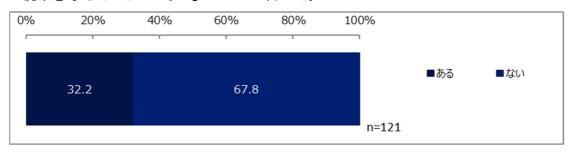
(9) ((8) 相続税・贈与税の負担について「ある」と回答した方) 相続税の負担における不安の理由について

「相続税がどのくらい発生するか不明瞭なため」が 57.0%と最も高く、次いで「資産の価値が高く、相続税が高いため」が 28.1%となった。



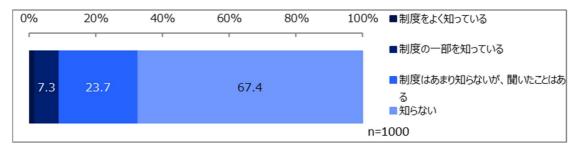
(10)((8)相続税・贈与税の負担について「ある」と回答した方)相続税の負担、 不安などを理由に、廃業を考えたことがあるかについて

廃業を考えたことが「ない」が67.8%占めた。



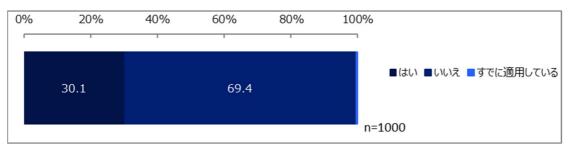
(11)個人事業主の事業承継を促進する税制の認知について

「知らない」が 67.4%と最も高く、次いで「制度はあまり知らないが、聞いたことはある」が 23.7%となった。



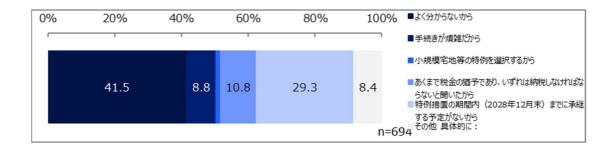
(12) 個人版事業承継税制を使いたいかについて

「いいえ」が69.4%を占めた。



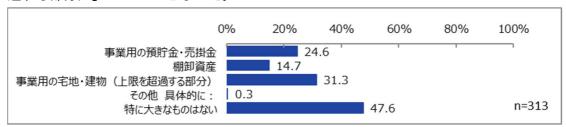
(13) ((12) 個人版事業承継税制の使用について「使いたくない」と思った方)なぜそう思ったかについて

「よく分からないから」が 41.5% と最も高く、次いで「特例措置の期間内 (2028 年 12 月末) までに承継する予定が無いから」が 29.3% となった。



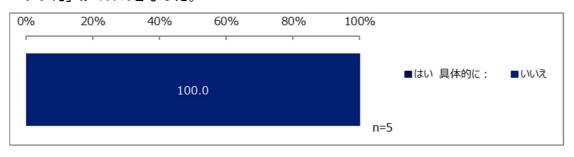
(14) ((6) 事業用資産の承継について「予定がある」と回答した方または(12) 個人版事業承継税制の使用について「使いたい」と思った方)納税猶予の対象となるもの以外の事業用の資産における、相続税・贈与税の負担が特に大きいものについて(いくつでも)

「特に大きなものはない」が 47.6%と最も高く、次いで「事業用の宅地・建物(上限を超過する部分)」が 31.3%となった。



(15) ((12) 個人版事業承継税制の使用について「すでに適用している」と回答した方) 個人版事業承継税制を適用するにあたり、課題・問題点があると思われる点について

「いいえ」が100%となった。



Ⅳ. アンケート結果分析

1. 交際費課税の特例に関する分析

(1) 交際費課税等の損金算入の概要

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用を含み、法人がその得意先や仕入 先、その他事業の関係にある者等に対する接待や供応、慰安、贈答、その他これらに類す る行為のために 支出する費用である。

交際費等の額は原則として、その全額が損金不算入とされているが、一部損金が認められており、損金算入額の計算に当たっては、下記①及び②の区分に応じ、一定の措置が設けられている。

①期末の資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人の場合 ・交際費等のうち、 飲食その他これに類する行為のために要する費用の 50%に相当する金額 ・飲食その他これに類する行為に限定しない 800 万円以内の金額

②期末の資本金の額または出資金の額が 1 億円超の法人の場合 ・交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の 50%に相当する金額

(2) 交際費の現況 (会社標本調査より)

資本金 1 億円未満の企業の交際費と法人税の現況を会社標本調査結果(国税庁)から 見ると、 令和元年度における交際費等は、3 兆 1,866 億円、このうち損金算入された額は 2 兆 8,430 億円であり、89.2%が損金算入されたことなる。

H29												
		合	計			利益法人			(欠損法人)			
資本金階級	交際費等	宇支出額	損金算入	損金不算	交際費等	等支出額	損金算入	損金不算	交際費等	支出額	損金算入	損金不算
	法人数	金額	限度額	入額	法人数	金額	限度額	入額	法人数	金額	限度額	入額
100万円以下	309,404	294,773	284,541	10,222	118,793	148,365	141,453	6,905	190,611	146,409	143,089	3,317
100万円~200万円以下	53,236	47,953	46,997	955	19,734	24,053	23,283	770	33,502	23,899	23,714	185
201~500万円以下	983,228	863,898	842,739	21,129	336,285	434,640	419,755	14,864	646,943	429,258	422,984	6,265
501~1000万円以下	634,987	865,001	805,921	59,043	250,309	508,980	461,918	47,034	384,678	356,021	344,003	12,009
1001~2000万円以下	134,735	268,996	238,962	30,006	66,891	182,316	157,198	25,095	67,844	86,680	81,763	4,911
2001~5000万円以下	137,497	388,083	309,987	78,047	73,150	279,413	212,942	66,430	64,347	108,670	97,044	11,616
5001~1億円以下	45,823	237,527	134,961	102,535	25,899	184,061	95,959	88,078	19,924	53,465	39,002	14,457
合計	2,298,910	2,966,230	2,664,107	301,936	891,061	1,761,828	1,512,507	249,176	1,407,849	1,204,402	1,151,600	52,760

H30												
		合	計			利益法人			(欠損法人)			
資本金階級	交際費等	支出額	損金算入	損金不算	交際費等	支出額	損金算入	損金不算	交際費等	宇支出額	損金算入	損金不算
	法人数	金額	限度額	入額	法人数	金額	限度額	入額	法人数	金額	限度額	入額
100万円以下	341,654	342,388	329,139	13,233	131,986	172,890	163,261	9,619	209,668	169,498	165,878	3,615
100万円~200万円以下	56,953	54,270	52,896	1,371	21,272	27,270	26,280	989	35,681	27,000	26,616	382
201~500万円以下	979,139	902,303	877,282	24,994	340,095	462,200	443,418	18,761	639,044	440,103	433,863	6,233
501~1000万円以下	630,833	884,602	819,936	64,615	251,535	526,092	474,099	51,954	379,298	358,510	345,837	12,661
1001~2000万円以下	133,900	277,031	243,566	33,439	67,253	189,474	161,225	28,228	66,647	87,557	82,341	5,211
2001~5000万円以下	137,830	402,125	316,697	85,389	74,478	291,668	219,150	72,487	63,352	110,457	97,547	12,902
5001~1億円以下	46,844	250,642	140,577	110,034	26,484	194,345	99,780	94,539	20,360	56,297	40,796	15,494
合計	2,327,153	3,113,361	2,780,092	333,075	913,103	1,863,939	1,587,213	276,577	1,414,050	1,249,422	1,192,880	56,498

_R1												
		合	計		利益法人			(欠損法人)				
資本金階級	交際費等	宇支出額	損金算入	損金不算	交際費等	宇支出額	損金算入	損金不算	交際費等	支出額	損金算入	損金不算
	法人数	金額	限度額	入額	法人数	金額	限度額	入額	法人数	金額	限度額	入額
100万円以下	371,805	387,096	370,728	16,354	147,410	198,508	186,584	11,914	224,395	188,587	184,144	4,440
100万円~200万円以下	60,152	59,079	57,472	1,605	23,151	30,202	28,982	1,218	37,001	28,877	28,490	387
201~500万円以下	967,052	926,143	897,988	28,117	342,187	481,726	460,638	21,060	624,865	444,417	437,350	7,057
501~1000万円以下	622,113	888,325	820,098	68,169	251,032	528,860	475,224	53,593	371,081	359,465	344,874	14,576
1001~2000万円以下	132,665	278,999	243,787	35,186	67,189	191,906	162,350	29,534	65,476	87,093	81,437	5,652
2001~5000万円以下	136,803	403,176	315,115	87,996	73,423	291,991	216,864	75,074	63,380	111,185	98,251	12,922
5001~1億円以下	46,787	243,725	137,821	105,871	26,117	184,928	96,678	88,224	20,670	58,797	41,143	17,647
合計	2,337,377	3,186,542	2,843,009	343,298	930,509	1,908,121	1,627,320	280,618	1,406,868	1,278,421	1,215,689	62,680

出典:会社標本調査(国税庁)

(3) 分析の概要・フロー

本調査結果をもとに行った分析フローは下記の通り

- ①アンケートデータの整備
- ②基本統計量によるデータの特徴の確認
- ③相関係数の算出

①アンケートデータの整備

本分析では、今回のアンケートによって得られた法人企業の個票データのうち、2018 年度から 2020 年度において、当該期間である 3 か年分の売上高及び交際費額がともに欠損値でない対象であり、アンケート調査の設問である「Q2-1 定額控除限度額(800 万円)までの全額損金算入の特例、接待飲食費 50%までの特例どちらを使用しましたが」の設問に回答がある個票データが 3.396 件該当する。

さらに、得られた回答の中では、入力単位や誤入力と考えられる個票データが一定する 散見されるため、2020年度売上高、2020年度交際費、2018年度比売上高、2018年度比 交際費の4指標において、一律上下1%に該当するサンプルを除外した上で対象とした結 果、使用する個票データは3,135件となった。

【対象データの分類業種・売上規模別】

	全額損金算入の特例を 利用した	接待飲食費50%まで の特例を利用した	特例は利用していない	わからない	総計
E_建設	451	18	85	85	639
F_製造業	710	30	192	118	1050
G_卸売・小売業、飲食店	439	17	97	75	628
∟不動産業	108	7	12	13	140
J_運輸・通信業	118	12	28	12	170
L_サービス業	338	12	93	65	508
総計	2164	96	507	368	3135

	全額損金算入の特例を 利用した	接待飲食費50%まで の特例を利用した	特例は利用していない	わからない	総計
a_3001万円超5000万円以下	17	0	7	6	30
b_5001万円超1億円以下	37	2	18	19	76
c_1億円超5億円以下	389	9	168	125	691
d_5億円超10億円以下	393	13	113	87	606
e_10億円超30億円以下	733	30	144	92	999
f_30億円超50億円以下	269	17	28	23	337
g_50億円超100億円以下	215	20	21	10	266
h_100億円超	111	5	8	6	130
総計	2164	96	507	368	3135

②基本統計量の算出

分析対象となる個票データ 3,135 件について、データの特徴を踏まえるべく、基本統計量の算出を行った。

データ整備後の各指標における算出結果は以下の通りとなった。売上高、交際費額いずれも2018年度から2020年度にかけて減少傾向となっている。特に交際費については平均値が前年比で33.8%減少しており、売上高に比較して減少幅が大きくなっている。

売上高

	2018年度	2019年度	2020年度
平均	2528857.08	2606241.29	2382844.38
中央値	1225935.00	1236555.00	1168492.00
最頻値	406690.00	368490.00	189537.00
最小	26880.00	102.00	36185.00
最大	34462596.00	157706654.00	23957532.00

交際費

	2018年度	2019年度	2020年度
平均	5363.14	5313.89	3517.94
中央値	3087.00	3035.00	1979.00
最頻値	615.00	1282.00	481.00
最小	23.00	0.00	26.00
最大	81362.00	122264.00	35601.00

③相関係数の算出

各年度の売上高と交際費額データを使用し、相関係数の算出を行った結果は以下の通りとなった。

	2018年度	2019年度	2020年度
相関係数	0.4992	0.4154	0.4523

対象期間とした 2018 年度以降においてはいずれも相関係数は 0.4 を超える水準にあり、弱い正の相関がみられた。

最新年度である 2020 年度について、業種別、売上規模別に相関係数の算出を行い、「Q2-1 定額控除限度額 (800 万円)までの全額損金算入の特例、接待飲食費 50%までの特例どちらを使用しましたか」の設問の選択肢別に算出すると結果以下の通りとなった。なお、算出時においては、当該設問における選択肢である「①定額高度限度額 (800 万円)までの全角損金算入の特例を利用した」と「②接待飲食費 50%までの特例を利用した」の2つを一つの単位とし、「1.制度利用あり」としてまとめた。そのため、相関係数の

「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査」

算出単位としては、「1.制度利用あり」「2.制度利用無し」「3.わからない」の 3 単位となる。

全業種における選択肢別では、「1.制度利用あり」の回答先が 0.44 と最も強い相関関係 がみられた。

業種別においては「建設業」が最も高い相関を示し、0.54となった。一方で、「サービス業」については 0.27 と弱い相関にとどまるなど業種において差があることを確認することが分かった。製造業は相関係数が 0.48 と中間程度に位置しているが、もっと高かった建設業に比べ、取引先を頻繁に変えにくいといった業種上の特性が関係していることが考えられる。

業種別について集計単位別に相関係数をみていくと、「1.制度利用あり」の選択肢が一部 業種を除き、最も高い傾向となった。

	全体	1.制度利用あり	2.制度利用無し	3.わからない
全業種	0.45234	0.44601	0.30957	0.42965
E_建設	0.54304	0.58048	0.41514	0.28023
F_製造業	0.48375	0.43873	0.40445	0.74377
G_卸売・小売業、飲食店	0.51434	0.49197	0.32537	0.48147
1_不動産業	0.51738	0.59979	-0.21309	0.31503
J_運輸・通信業	0.39524	0.36042	0.65008	0.08319
L_サービス業	0.27911	0.29875	0.06058	0.24830

売上規模別に相関係数を見ると、「a_3001万円超 5000万円以下」のレンジが最も高い相関を確認することができた。しかし、売上高が比較的小規模な企業において、高い相関がみられるという傾向は見えず、全体的に弱い相関にとどまっている結果となった。

	全体	1.制度利用あり	2.制度利用無し	3.わからない
全業種	0.45234	0.44601	0.30957	0.42965
a_3001万円超5000万円以下	0.35747	0.42109	0.09027	0.37141
b_5001万円超1億円以下	0.16626	0.10732	0.16438	0.20982
c_1億円超5億円以下	0.18561	0.15816	0.20549	0.25173
d_5億円超10億円以下	0.05056	0.04765	-0.07784	0.13936
e_10億円超30億円以下	0.16689	0.19062	0.08206	0.05542
f_30億円超50億円以下	0.06424	0.09729	0.05815	-0.24416
g_50億円超100億円以下	0.17136	0.18604	-0.25404	0.60763
h_100億円超	0.10072	0.09779	-0.20121	0.47827

2. 少額特例 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) に関する分析

(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の概要

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができる。

この特例の対象となる法人は、青色申告法人である中小企業者又は農業協同組合等で、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下(令和 2 年 4 月 1 日以後に取得などする場合は500 人以下とされ、連結法人が除かれる)の法人に限られる。

この特例の対象となる資産は、取得価額が30万円未満の減価償却資産である。

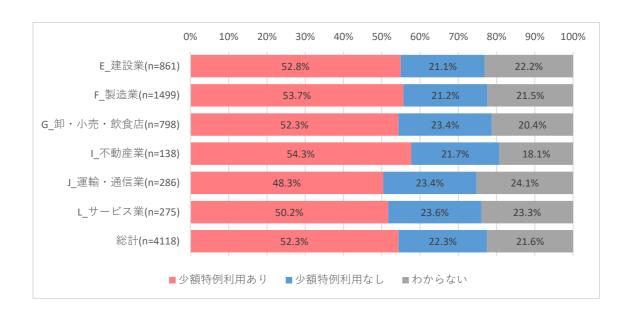
ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となる。

(2) 少額特例の業種ごとの利用状況

下記表は、調査結果をもとに業種ごとの少額特例の利用状況を集計したものである。 少額特例を利用しているのは全体の 52.3%、業種ごとに見ると「J_運輸・通信業」以外の 全業種において、過半数以上の企業が少額特例を利用していることが分かる。

	少額特例利用あり	少額特例利用なし	わからない
E_建設業	455	182	191
L_建议未	52.8%	21.1%	22.2%
F 製造業	805	318	323
「上 我 但 未	53.7%	21.2%	21.5%
C 知, 小声, 飲食店	417	187	163
G_卸·小売·飲食店	52.3%	23.4%	20.4%
I 不動産業	75	30	25
1_个勤生来	54.3%	21.7%	18.1%
】 」運輸·通信業	138	67	69
J_建糊 * 迪信来	48.3%	23.4%	24.1%
I 1 10つ世	138	65	64
L_サービス業	50.2%	23.6%	23.3%
∮W∃T	2152	918	889
総計	52.3%	22.3%	21.6%

「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査」



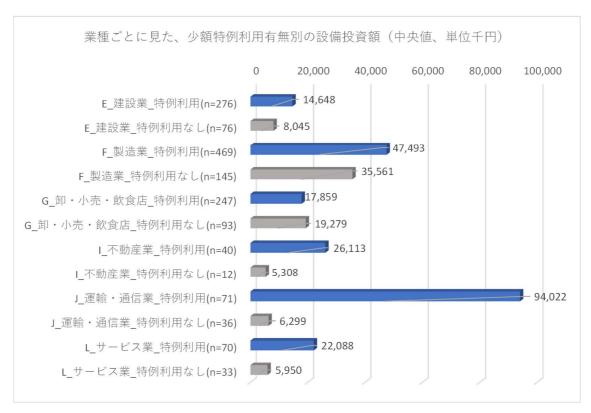
(3) 少額特例の業種ごとの利用状況別に見た、設備投資額(中央値)

少額特例を利用している企業 2,152 社のうち、令和 2 年度の設備投資額を回答している企業は 1,568 社であった。この企業群の令和 2 年度の設備投資額を業種ごとに中央値を出した結果が下記表である。

業種	企業数	設備投資額(中央値)
E_建設業_特例利用	276	14,648
E_建設業_特例利用なし	76	8,045
F_製造業_特例利用	469	47,493
F_製造業_特例利用なし	145	35,561
G_卸・小売・飲食店_特例利用	247	17,859
G_卸・小売・飲食店_特例利用なし	93	19,279
I_不動産業_特例利用	40	26,113
_不動産業_特例利用なし	12	5,308
J_運輸・通信業_特例利用	71	94,022
J_運輸・通信業_特例利用なし	36	6,299

「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査」

これを見ると「卸・小売・飲食」以外の全業種において、少額特例を利用している企業の 方の方が少額特例を利用していない企業よりも設備投資額が大きいことが分かった。



中小企業庁 「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査」 ご協力のお願い

令和3年7月

各 位

中小企業庁事業環境部財務課

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小企業に対する税制における政策効果を検証することを目的として、優遇措置の利用実態を把握するベくアンケート調査を実施させていただきます。ご回答いただきました内容は、今後の税制改正のための基礎資料として反映させていただく予定です。つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、本アンケート調査の趣旨と意義をご賢察のうえ、是非ともご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査の調査票の送付、回収、集計、取りまとめは、株式会社帝国データバンクに 委託しております。ご回答いただいた内容は統計的に処理しますので、個々の調査票の結果が公表され ることや、ご回答が中小企業庁及び委託先である株式会社帝国データバンク以外に知られることはござ いません。

<u>ご回答いただいた内容について、内容確認のために中小企業庁事業環境部財務課からお電話をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。</u>

~ ご記入にあたって ~

- ご回答は、代表者の方でも経理担当の方でもご回答できる方であれば、いずれの方でも結構です。
- O ご回答は令和3年7月1日時点としてご記入下さい。
- O ご回答は、同封の返信用封筒に入れて、 **令和3年8月20日(金)** までに ポストにご投函下さい(切手不要)。

【お問い合わせ先】

(本アンケート調査の記入方法等についてご不明な点がある場合)

株式会社帝国データバンク

「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査」実施事務局

窓口対応電話番号:0120-981-592 (平日 9:00~17:00)

【Q1】貴社の概況についてお聞きします。 ※各種税制の経営への影響を定量的に把握するために、貴社の経営状況について おたずねします。ご協力をお願いいたします。

Q1-1 貴社の概要、ご回答者の所属部署名・役職等をご記入ください。選択肢の項目にはOをご記入 ください。(以下の段間も同様)

11-60.0 12	O DESIGNATION OF THE PROPERTY		
(ふりがな)			
貴 社 名			
所 在 地	₹		
所屬部署名			
役職・お名前*			
電話(代表)			
E-mail			
主たる業種 (Oは <u>1つ</u> だ (け)	①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業	⑤卸売・小売業⑥不動産業⑦飲食業⑧宿泊業	⑨医療、福祉 ⑩教育・学習支援業 ⑪その他サービス業 ⑫その他
創業年	年	設 立 年 ※法人登記を行った年	年
親会社の有無	有	無	
親 会 社 の 株式保有割合	① 株式 100%保有 ② 株式 1/2 以上保有 ③ 株式 1/2 未満保有	親会社の資本金	① 1億円未満 ② 1億円以上5億円未満 ③ 5億円以上 ④ なし
役 員 数	人 (う	ち、親族内 人、親加	灰外 人)
直近の決算期 (決算年月)	令和 []年	[] 月	

(※)個人情報の管理につきましては、本額査票の最終ページをご参照下さい。

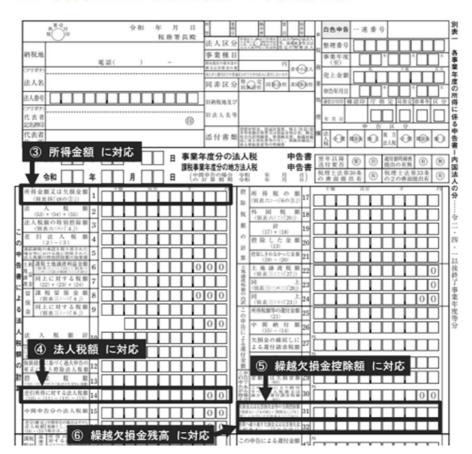
01-2 貴社の財務情報や税務情報について、直近3カ年の具体的な金額をご記入下さい。なお、「O(ゼロ)」の場合は、「O」とご記入下さい。ご記入に当たっては、次頁以降の※書きをご参考にして下さい。(千円未満四捨五入)※決算書や法人税申告書のコピーを同封していただくのでも可

売 上 高 千円 千円 <th colspan="6">して下さい。(千円未満四諸五人)※決算書や法人税甲告書のコピーを同封していただくのでも可</th>	して下さい。(千円未満四諸五人)※決算書や法人税甲告書のコピーを同封していただくのでも可					
 業利益(※1) 長円 日 日 日 (※3) (※3) (※4) (※5) (※4) (※5) (※6) (※7) (※6) (※6) (※7) (※6) (※7) (※6) (※7) (※6) (※7) (※6) (※7) (※6) (※7) (※7)<th></th><th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度(*)</th>			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(*)	
 税別前当期純利益 (※ 1) 本円 千円 千円					千円	
 設備投資総額(※2) 市内 千円 千円					千円	
建 物 附 属 設 備 千円 千円 千円 千円 千円 千円					千円	
注 物 附 属 設 備			千円	千円	千円	
##		建物	千円	千円	千円	
# 様 様 ・ 設 備	決	建物附属設備	千円	千円	千円	
車 両・運 搬 具		器 具 備 品	千円	千円	千円	
#		機械・設備	千円	千円	千円	
書	算	車両・運搬具	壬四	壬円	千円	
書 うち、当該事業年度取得資産分 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千		ソフトウェア	千円	千円	千円	
1		減価償却費 (※3)	千円	千円	千円	
有 形 固 定 資 座 額	#	うち、当該事業年度取得資産分	千円	壬四	千円	
うち、土地の分 千円 千円 <th></th> <th>有 形 固 定 資 産 額</th> <th></th> <th></th> <th>千円</th>		有 形 固 定 資 産 額			千円	
日 交際 費 千円 <					千円	
(日) (日)<	18	借 入 金	千円	千円	千円	
2 資 本 5 10 <td< th=""><th>坝</th><th>交 際 費</th><th>千円</th><th>千円</th><th>千円</th></td<>	坝	交 際 費	千円	千円	千円	
目 本 金 千円 千円 <t< th=""><th></th><th>の れ ん (※ 4)</th><th>千円</th><th>千円</th><th>千円</th></t<>		の れ ん (※ 4)	千円	千円	千円	
日 純 資 産 (※ 5) 千円 千		総 資産	千円	千円	千円	
 一様 資産 (※ 5)	В.		千円	千円	千円	
広告宣伝費 千円 千円 千円 人件費(※6) 千円 千円 千円 法定福利費(社会保険料) 千円 千円 千円 従業員数(※7) 人 人 人 砂資本金等の額 千円 千円 千円 中間 千円 千円 千円 千円 高所得金額 千円 千円 千円 千円 日間 一分 千円 千円 千円 千円 日間 一分 千円 千円 千円 千円 日間 一分 千円 千円 千円 千円 千円 日間 一分 千円			千円	千円	千円	
人件費(※6) 千円 千円 <th></th> <th></th> <th>千円</th> <th>手円</th> <th>千円</th>			千円	手円	千円	
法定福利费(社会保険料) 千円 千円 千円 従業員数(※7) 人 人 人 税 資本金等の額 千円 千円 千円 申 ②利益積立金 千円 千円 千円 千円 香 書 千円 千円 千円 千円 千円 事 基 2 <th></th> <th></th> <th>千円</th> <th>千円</th> <th>千円</th>			千円	千円	千円	
従業員数(※7) 人 税 ①資本金等の額 千円 申 ②利益積立金 千円 告 ③所得金額 千円 事 ④法人税額 千円 日 ⑤繰越欠損金控除額 千円 ・ ⑥繰越欠損金残額 千円 ・ 千円 千円		The second secon			千円	
税 ① 資本金等の額 千円 千円 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>千円</th>					千円	
中 ②利益積立金 千円	-		===		Д.	
告 ③ 所 得 金 額 千円 十円 十円 十円 十円 十円 十円 十円 <th>1</th> <th></th> <th>千円</th> <th>手円</th> <th>千円</th>	1		千円	手円	千円	
書項 ① 法 人 稅 額 千円 千			千円	千円	千円	
④ 法 人 税 額 千円 十円 十円 <t< th=""><th></th><th>③ 所 得 金 額</th><th>千円</th><th>千円</th><th>千円</th></t<>		③ 所 得 金 額	千円	千円	千円	
⑤ 繰 越 欠 損 金 残 額 千円 千円 千		④ 法 人 税 額	千円	千円	千円	
TH TH T	目	⑤ 繰 越 欠 損 金 控 除 額	千円	千円	千円	
N (a) Mb (20) (4d) (4d) (4d)	()		千円	千円	千円	
V 10 P1 P1 P1	9	⑦ 教 育 訓 練 費 (※8)	千円	千円	千円	
∨ a 41)				千円	

(*) 直近決算期を令和2年度として記入して下さい。

- (※1)営業利益または税引前当期純利益がマイナスの場合は、数字の前に「△」をご記入下さい。
- (※2)「設備投資総額」は各事業年度における「有形固定資産」及び「無形固定資産」の 取得額を記載して下さい。
- (※3)「減価償却費」は、損益計算書及び製造原価報告書の「減価償却費」をご記入下さい。「当該事業年度取得資産分」は、各年度に設備投資した資産についての同年度の減価償却費をいいます。
- (※4)「のれん」は貸借対照表の「資産の部」に計上されているものをご記載下さい(「資産調整勘定」として計上されているものを含みます)。
- (※5)「総資産」は貸借対照表の「資産の部合計」をご記入下さい。
- (※6)人件費については、従業員(※)の給与・賞与の合計額をご記入下さい(法定福利費などの社会保険負担は含みません)。
- (※7)従業員数は、正社員及び契約社員の数をご記入下さい(役員、派遣社員は含みません)。※従業員は正社員及び契約社員を指します。役員、派遣社員は含みません。
- (※8)「教育訓練費」は、従業員の職務に必要な技術や知識を習得させ又は向上させるために支出する費用をご記入ください(人件費に含まれるものも含みます)。
- (※9) 法人税申告書項目の記載については以下をご参照下さい。
- ①「期末資本金等の額」は法人税申告書の別表五(一)の"差引翌期首現在資本金等の額④ (36 欄 "に記載されています。
- ②「期末利益積立金額」は法人税申告書の別表五(一)の"差引翌期首現在利益積立金④(31 欄 "に記載されています。
- ③「所得金額」は法人税申告書の別表一(一)の"所得金額又は欠損金額(1欄)"に記載されています。純損失額がある場合は、数字の前に「△」を付けて下さい。
- ④ 「法人税額」は法人税申告書の別表ー(一)の"法人税額(2欄)"に記載されています。
- ⑤「欠損金当期控除額」は法人税申告書の別表ー(一)の "欠損金又は災害欠損金等の当期 控除額(31欄)"に記載されています。
- ⑥「欠損金残高」は法人税申告書の別表ー(一)の"翌期へ繰り越す欠損金又は災害欠損金 (32欄)"に記載されています。
- (※9) ①②については「法人税申告書別表五(一)」をご確認ください





(※9) ③④⑤⑥については「法人税申告書別表一(一)」をご確認ください

【Q2】交際費課税の特例についてお聞きします。

法人が支出した交際費等(※)は、原則として、損金の額に算入しないこととされていますが、 中小法人は、①定額控除限度額(800万円)までの交際費等の全額損金算入、②接待飲食費の50% の損金算入の選択適用が認められています。

※交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他 事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出す るものをいいます。

Q2-1 定額控除限度額 (800 万円) までの全額損金算入の特例、接待飲食費 50%までの特例、 どちらを利用しましたか。(単一回答)

- ① 定額控除限度額(800万円) までの全額損金算入の特例を利用した
- ② 接待飲食費 50%までの特例を利用した
- ③ 特例は利用していない
- ④ わからない

Q2-2 新型コロナウイルス感染症の影響が収束した後、交際費等の支出額をどうする予定ですか。 (単一回答)

- ① コロナ以前の水準よりも増やす
- ② コロナ以前の水準程度とする
- ③ コロナ以前の水準よりも減らす
- ④ わからない

02-3 交際費等について、具体的にどのような費用を支出していますか。(複数回答可)

- ① 飲食費 ② 贈答費 ③ 慶弔費 ④ 謝礼 ⑤ パーティー経費 ⑥ 旅費 ⑦ その他(具体的に)
- Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響によって変化した費用について、該当するものは何ですか。 (複数回答可)

<増加した費用>

- ① 飲食費 ② 贈答費
- ③ 慶弔費
- ④ 謝礼 ⑤ パーティー経費
- ⑥ 旅費

- ⑦ その他 (具体的に
- <減少した費用> ① 飲食費 ② 贈答費
- ③ 慶弔費
- 4 謝礼
- ⑤ パーティー経費
- ⑥ 旅費

- ⑦ その他 (具体的に
- 02-5 交際費等の必要性について、該当するものは何ですか。(複数回答可)
- ① 既存願客との取引を維持・拡大するために必要
- ② 現状の売上・販売を維持・拡大するために必要
- ③ 新規顧客を開拓するために必要
- ④ 付き合いや商慣行上必要
- ⑤ その他 (具体的に

Q2-6 定額控除限度額 (800 万円) までの交際費等の全額損金算入の特例について、定額控除限度額

(現在は800万円まで)が変化した場合、交際費等の支出額は増えますか。(単一回答)

<800 万円の限度額が増加した場合>

- ①増える ②変わらない ③わからない
- <800 万円の限度額が減少した場合>
- ①減る ②変わらない ③わからない

Q2-7 税務上の交際費の範囲について、一人当たり 5,000 円以下の飲食費については対象から除かれますが、飲食費の範囲として 5,000 円を超えるような場合は全体の何割程度ありますか。

)割 ※1割~10割の範囲でお答えください。

- Q2-8-1 交際費等のうち、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費(接待等のために支出されるものに限
 - る) については、交際費等に含めないとされていることから定額控除限度額(800万
 - 円) に関係なく損金に算入することができます。仮にこの上限が上がれば飲食費の支出 は増えますか。
- ① 増える → 02-8-2へ
- ② 変わらない → 03-1へ
- ③ わからない → 03-1へ

(

[02-8-1 で「①増える」と回答した方]

Q2-8-2 交際費等に含まれない1人当たり飲食費の金額の上限(現在は5,000円)がどの程度まで上がれば、飲食費の支出はどの程度増えると思いますか。おおよその数値でよいので、思った数値を御記入ください。

) 円まで上限が引き上げられれば飲食費の支出が () %増える

【Q3】少額特例についてお聞きします。

中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)であれば、即時にその全額をその期の経費として算入することが出来ます(合計300万円まで)

Q3-1 本措置を利用したことがありますか。(単一回答)

① 利用したことがある 03-1-1 へ

② 利用したことがない 03-7へ

③ わからない 03-7へ

[Q3-1 で「①利用したことがある」と回答した方]

Q3-1-1 利用した年度の少額減価償却資産の取得数・取得価額の合計(損金算入額)をお答え下さい。 (1万円未満四核五人)

	平成 30	年度	令和	元年度	令和	2年度
少額減価償却資産 取得数・合計額	件	万円	件	万円	件	万円

(ご参考)金額については、法人税の申告書の以下の部分を転記して下さい。

別表十六(七)当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額[8欄]。

03-1-2 上記取得数は、同じ期間内に取得した設備のうちどの程度を占めておりますか

()割 ※1割~10割の範囲でお答えください。

Q3-2-1 令和 2 年度において少額減価償却資産の特例を利用して導入した設備をお答え下さい。 (複数回答可)また、○をつけた設備の取得価額の合計値(概数)をご記入下さい。

導入した設備にO(いくつでも)	取得価額の合計 (1万円未満四括五入 ・概数)
① パソコン (ソフトウェア内蔵のものも含む)	万円
②レジスター	万円
③ ソフトウェア単品	万円
③-1うち、経理等事務処理用ソフトウェア	万円
③-2 うち、請求書発行ソフトウェア	万円
③-3 うち、受発注システムソフトウェア	万円
④ センサー、タブレット等の IT (IoT) 関連製品	万円
⑤ その他の事務機器、通信機器	万円
⑥テレワーク関連機器	万円
(web カメラ、スピーカー等)	
⑦感染症対策機器・器具等	万円
(飛沫防止パーテーション、サーモグラフィー等)	
⑧コピー機、ファクシミリ、複合機	万円
③ 家具・電気機器	万円
⑩その他製造関連機械、器具・工具(金型等)等	万円
⑪その他外装・建物附属設備(看板等)等	万円
⑫その他の設備 (下に具体的な名称を記載下さい)	万円
(

Q3-2-2 少額減価償却資産の特例を利用して、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため追加的に導入した、又は導入する予定の設備をお答え下さい。

設備の名称	取得価額の合計 (1万円未満四捨五入・概数)
【導入したもの】	万円
【導入予定のもの】	万円

Q3-3 少額減価償却資産について、本措置の上限(300万円)を超えて、購入したことがありますか。(単一回答)

- ① ある → 上限を超えた事業年度と実際に購入した取得数・金額のうち、300万円を超過した部分の取得数・金額をお答え下さい。
- ② ない
- ③ わからない

	平成 30 4	年度	令和	元年度	令和	2年度
少額減価償却資産 超過取得数・超過 合計額	件	万円	件	万円	件	万円

03-4本措置の上限により、少額減価償却資産の購入をあきらめたことはありますか。(単一回答)

- ① ある → 購入しようとしていた資産(
- ② ない
- ③ わからない

03-5 本措置を利用できない場合 (30 万円未満は耐用年数に沿って償却、20 万円未満は3 年間均等 償却、10 万円未満は全額損金算入)、現況調査(固定資産台帳と実物資産の突合や法定耐用年数 での償却費の計算等) や事務負担(法人税申告書別表16(1)等の作成等)が発生します。 こういった業務が発生するとすれば、それぞれの事務にどの程度の時間がかかりますか。

①現況調査	業務内容:	月あたり()時間程度
②事務負担	業務内容:	月あたり()時間程度

Q3-6本措置を利用できない場合、初年度に全額損金算入されなくなることで、PC 等の少額減価償却資産を購入することに影響はありますか。(単一回答)

①影響あり:購入しない

②影響あり:購入の時期を遅らせる

③特に影響はない

[すべての方]

03-7 経理事務負担の現状と本措置の影響・効果についてお伺いします。

Q3-7-1 社内の経理担当者は何人ですか。(専任・兼任別)

経理担当者	専任	人	兼任	人

03-7-2 固定資産の固定資産台帳への登録は、どの程度の負担となっていますか。

① 1つの資産について取得時の登録に要する時間	月あたり()時間程度
② 償却資産税(固定資産税)の納税事務 (税額計算等)に要する時間	月あたり()時間程度

Q3-7-3 上記事務については社内の経理担当が行っていますか、社外の税理士等に外注していますか。(単一回答)

①社内の経理担当が行っている ②社外の税理士等に外注している

)

【Q4】先端設備等導入制度による固定資産税軽減措置についてお聞きします。

先端設備導入計画に基づき生産性を高めるための設備を取得した場合、市町村の判断により、固 定資産税の課税標準が3年間ゼロ~1/2に軽減されます。

Q4-1 本税制措置を利用し設備を取得しましたか。利用した場合、導入した設備の種類は何ですか。 本税制を活用していない場合 → Q5-1 へ

設備の種類	設備の名称※1	合計取得額※2	台数※2
機械装置		万円	台
器具備品		万円	台
測定工具及び検査工具		万円	台
建物附属設備		万円	台
構築物		万円	台
事業用家屋		万円	台

- ※1同種類の設備を複数取得した場合、代表的なものの名称を記載ください。
- ※2同種類の設備を複数取得した場合、合計取得額と台数を記載ください。

Q4-2 設備導入の決定に際し、税制措置が影響したと思いますか。(単一回答)

- ① かなり影響した ② やや影響した ③ どちらとも言えない
- ④ あまり影響しなかった ⑤ 全く影響しなかった
- 04-3 税制措置を使ったことによる効果をお答えください。(複数回答可)

<税制措置による設備投資の質または量の増大効果>

- ① より高性能な設備を導入
- ② 設備の導入台数の増加
- ③ 赤字でも設備投資をする契機となった
- 4 その他 (具体的に:

<設備投資による生産性の向上効果>

- ⑤ キャッシュフローの増加
- ⑥ 売上の増加
- ⑦ コストの削減
- 04-4 本措置がなかった場合の影響をお答えください。(複数回答可)

① 設備投資を行わない		
② 設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける		
③ 設備投資の額が減少する	(およそ	%減少)
④ 設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少	(およそ	%減少)
⑤ 設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少	(およそ	%減少)
⑥ 設備の維持のためのコストの増大	(およそ	%增大)

Q4-5 その他本措置に関する改善点等を含むお気づきの点、コメントしたい点等ございましたら、 ご自由にご記入ください。

【Q5】その他設備投資税制についてお聞きします。

中小企業が機械装置等の設備投資をした場合、以下の設備投資関連税制(特別償却又は税額控除) の適用が認められております。

【設備投資関連税制の概要】

A 中小企業投資促進税制 ○対象設備 ○税利措置の内容 特別信却 税額控除 現場以東 東京大・株里工名 18万211番の他連接続で120万円以上のもの (一事業を限り物を保険の会計器が120万円以上のものを会む) 個人事業主 資本会3000万円以下の中小企業 一定がジストラック -80% 5。98数連連数が50%回じた848 (-事業年度の数4億額5金数額550%可じた840を34) 資本会3000万円超の中小会業 RESERVE. #4XNOR# B 中小企業経営強化税制 A類型 ○税制措置の内容(共通) 一定期間内に発売されたモデルであること、旧モデルと比べて生産性が 年平均 1 %以上向上している等の一定の要件に該当する設備 特別假却 税制控除 個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 即時預却 10% 投資利益率が年平均5%以上となる投資計画に配載された設備 (設備投資計画を税理士等がチェックし、経済産業局が確認) 資本金3,000万円超の中小企業 即納備却 7% C類型

Q5-1 下記(1)~(3)の設備投資税制についてご存知ですか。(各項目にOは1つ)

(1)	A 中小企業投資促進税制	① 知っている	② 知らない→	Q6-1 へ
(2)	B-1 中小企業経営強化税制 (A 類型)	① 知っている	② 知らない→	Q6-1 ^
(3)	B-2 中小企業経営強化税制 (B 類型)	① 知っている	② 知らない→	Q6-1 ~

[Q5-1 のいずれかで「①知っている」と回答した方]

連陽操作、可視化、白動制御化のいずれかを可能にする設備 (設備投 資計画を認定経営革新等支援機関がチェックし、経済産業局が確認)

- Q5-2 上記の設備投資税制を利用したことがありますか。(複数回答可)
 - ① 中小企業投資促進税制 (上記図 A) を利用したことがある
 - ② 中小企業経営強化税制 A 類型 (上記図 B) を利用したことがある > →Q5-3 へ
 - ③ 中小企業経営強化税制 B 類型 (上記図 B) を利用したことがある。
 - ④ 利用したことはあるが、どれかわからない → Q6-1 へ
 - ⑤ 利用したことがない → Q6-1 へ

[05-2で「①~③利用したことがある」と回答した方]

05-3 各年度について、利用した税制措置にチェック▽を記入してください。

税制の種類		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
中小企業投資促進税制	特別償却			
中小正来仅真证进代利	税額控除			
中小企業経営強化税制	特別償却			
A類型	税額控除			
中小企業経営強化税制	特別償却			
B類型	税額控除			

【Q6】事業承継税制についてお聞きします。

中小企業が円滑に事業承継を進めるために、事業承継税制(非上場株式等についての相続税・ 贈与税の納税猶予及び免除制度)などがあります。

Q6-1 現在の代表者の年齢、性別についてお答えください。

(代表が複数人いる場合は主たる代表者)

年 齢 満 歳 性 別 ① 男性 ②女性

06-2 事業承継を行う意思はありますか。(単一回答)

1	ある	→06-3 へ	② ない	→06-4 ~	\neg
3	検討中	→Q6-3 ~	④ 既に事業承継を行った	→06-4 ~	

[06-2で「①ある」、「③検討中」と回答した方〕

- 06-3 後継者(候補)の決定状況についてお答えください。(単一回答)
 - ① 親族の後継者(候補)がいる
- ② 非親族の後継者(候補)がいる
- ③ 後継者(候補)はいない
- ④ M&Aを行うつもりである
- ※「①②後継者(候補)がいる」とは、貴社の事業を承継することについて後継者(候補)ご本人が概ね了解している状態にあることを指すものとします。
- ※「④M&Aを行うつもりである」とは、株式を贈与・相続ではなく譲渡する予定である場合をいいます。

[すべての方]

Q6-4 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業承継に関する決定状況に変化があった場合、その内容をお答えください。(単一回答)

<事業承継の意思>

- ① 事業承継を行う予定であったが、事業承継を断念した
- ② 事業承継を行う予定はなかったが、事業承継を行うこととした
- ③ 変化はない

<事業承継の時期>

- ① 事業承継の時期を前倒しした
- ② 事業承継の時期を後ろ倒しした
- ③ 変化はない

<事業承継の手法>

- ① 親族内、従業者への承継から、第三者承継 (M&A) へと変更した
- ② 第三者承継 (M&A) から、親族内、従業者への承継へと変更した
- ③ 変化はない

[すべての方]

Q6-5 事業承継税制についてお答えください。(単一回答)

1	贈与税の納税猶予及び免除制度を利用している(していた)	→	Q6-6 ^
2	相続税の納税猶予及び免除制度を利用している(していた)	\rightarrow	Q6-6 ^
3	贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している	\rightarrow	Q6-7 ^
4	相続税の納税猶予及び免除制度を検討している	\rightarrow	Q6-7 ~
(5)	検討したが利用できなかった	\rightarrow	Q6-7 ~
6	贈与税の納税猶予及び免除制度を利用する予定はない(知らない)	\rightarrow	Q6-11 ^
7	相続税の納税猶予及び免除制度を利用する予定はない(知らない)	\rightarrow	Q6-11 ^
8	その他(具体的に:) →	Q6-11 ^

[Q6-5 で「①贈与税の納税猶予及び免除制度を利用している(していた)」、「②相続税の納税猶予 及び免除制度を利用している(していた)」と回答した方〕

Q6-6 受けた措置をお答えください。(単一回答)

① 一般措置 ② 特例措置

→ Q6-8 **^**

- ※ 一般措置とは、総株式数の最大3分の2までについて、贈与税の納税を全額(相続税の場合は80%)猶予できる制度です。事前に計画を策定することなく利用することができます。
- ※ 特例措置とは、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に特例承継計画を提出し、 平成30年1月1日から令和9年12月31日までに行われた贈与・相続等について、全ての株式について、贈与税・相続税ともに100%の納税猶予を受けられる制度です。

<u>[Q6-5で「③贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している」、「④相続税の納税猶予及び免除制度</u>を検討している」または「⑤検討したが利用できなかった」と回答した方〕

- Q6-7 事業承継税制の適用・検討にあたってネックとなっている又はネックとなった事項についてお答えください。(複数回答可)
 - ① 相続の直前において後継者は役員である必要があること(※)
 - ② 顧問税理士が消極的であること
 - ③ 同族で過半数の株式を保有している必要があること
 - ④ 同族内で筆頭株主である必要があること
 - ⑤ 会社分割等の組織再編ができなくなること
 - ⑥ 要件が複雑であること (具体的に:
 - ⑦ 事務手続きが煩雑であること(具体的に:
 - ⑧ 信託は事業承継税制が使えないこと
 - ⑨ 特例措置は時限措置である一方、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明で、事業承継についての計画を立てられる状況にないこと
 - ① その他(具体的に:)
 - ※ 円滑な事業承継を計画し、社内外の理解を得た上で事業を承継するためには、後継者を直ちに役員にすることが好ましくない場合もあります。相続はいつ発生するか分かりませんが、例えば現経営者が急逝した場合において、後継者が役員に就任していなかった場合には、原則として事業承継税制の適用を受けることができません。

[06-5 で①~⑤のいずれかを回答した方]

Q6-8 制度の利用、検討に際して主に誰と相談をしましたか。(単一回答)

① 金融機関

- ② コンサルティング会社
- ③ 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等
- ④ 顧問税理士

⑤ ④以外の税理士

⑥ 中小企業診断士

⑦ その他(具体的に:

,

[06-5で「③贈与税の納税猶予及び免除制度を検討している」、「④相続税の納税猶予及び免除制度を検討している」と回答した方〕

Q6-9 何年後に事業承継しようと考えていますか。また、後継者候補は既に役員に就任していますか。

事業承継の	br th.	役員の	 している 	→Q6-11 ^	
予定時期	年後	就任	② していない	→Q6-10 ヘ	

[Q6-9 で後継者が役員に就任「②していない」と回答した方]

Q6-10 後継者の役員就任の予定時期や、その理由を記載してください。

[すべての方]

Q6-11 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業承継税制に関する利活用予定に変化があった場合、その内容をお答えください。(単一回答)

- ① 事業承継税制を活用する予定であったが、活用しないこととした
- ② 事業承継税制を活用しない予定であったが、活用することとした
- ③ 変化はない

[すべての方]

Q6-12 現経営者が事業承継を行おうという意欲を高める支援としてどのような支援があるとよい かお答えください。(重要と考えられるものを3つ挙げてください。)

- ① 現経営者に気づき(後継者候補の有無や事業の将来等に関する相談等)を与える支援
- ② 現経営者の事業引継ぎ時の資金繰り、税務・法務に関する相談
- ③ 現経営者の事業引継ぎ後の生活等の相談
- ④ 後継者の探索や育成に対する支援
- ⑤ 社内で後継者をサポートする人材の育成、探索、採用に関する支援
- ⑥ 社外で後継者をサポートする人材の探索、マッチングに関する支援
- ⑦ 現経営者から後継者に株式譲渡等を行う際の専門家相談費用、書類作成等の費用への補助
- ⑧ 後継者(候補を含む)が取り組む新商品、新事業展開等の取組に要する費用 (試作品開発、展示会出展費用など)への補助
- ⑨ 後継者(候補を含む)が取り組む新事業展開等に関するビジネスコンテスト及び表彰制度
- ⑩ 借入れ債務に係る経営者保証の整理、解除
- ① その他(具体的に:

14

【Q7】印紙税についてお聞きします。

[すべての方]

- 07-1 令和2年度における、印紙税の納付額についてご記入ください。
- (※) 当該費目が無い場合は空欄とはせず、お手数ですが「O」(ゼロ) をご記入ください。 (※) 百万円未満は四捨五入してください。

H	よ四行五人してください。				
		納付額			
	印紙税	百万円			

07-2 以下に印紙税に係る課税文書を挙げておりますが、各課税文書の件数が課税文書全体の件数 に占めるおおよその割合をお答えください。(任意回答)

第2号文書	割
(請負に関する契約書)	
第7号文書 (継続的取引の基本となる契約書)	割
第 17 号文書 (売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書、 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書)	割
その他の文書	割

- 07-3 第2号文書 (請負に関する契約書) に記載された契約金額について、最も件数が多いものを 一つだけお選びください。(単一回答)
- ① 1万円以上~10万円以下
- ② 10万円超~50万円以下
- ③ 50万円超~100万円以下
- ④ 100万円超~500万円以下
- ⑤ 500万円超~
- 07-4 その他、印紙税に係る事務的な負担及び税負担に関して、ご不満、改善点等を含むお気づき

の意、コメントしたい意味とさいましたら、こ自由にこれ入ください。	_
	1
	I
	I
	I
	1

【Q8】税務手続き関連の事務負担についてお伺いします。

これ以降は、会計・納税方式に関わらず、単独ベースでお答えください。

我が国では、税務手続きの簡素化等が徐々に進められているものの、引き続き、税務手続きに関して 様々な要望を頂いております。このような背景を踏まえ、税務手続きに関する企業の負担感について明 らかにさせていただきたく、以下の調査についてご協力いただければ幸いです。

本項目では、法人税、租税特別措置(法人税関連)、法人住民税・事業税、固定資産税・事業所税、所 得税・社会保険料に係る税務手続きについて、質問させていただきます。

企業におけるどのような活動が「税務手続き関連」の業務に該当するか(例示)については下記をご 参照ください。

★企業におけるどのような活動が「税務手続き関連」の業務に該当するか(例示)

税目	税務手続き関連の業務
各税目共通	【納税申告手続き】 ・データ収集、会計システム入力(企業会計上の財務諸表作成以後の税務関連項目の調整手続) ・未払法人税額計算、税効果・連結税効果の計算 ・確定申告書の作成・提出 ・事業概況報告事項、国別作成書、ローカルファイル作成・提出(移転価格ポリシー文書の作成含む) 【その他(税務調査対応)】 ・税務調査・法定監査、行政指導対応 ・社内外の税制(税制改正含む)に関する研修への参加
法人税	・課税所得・申告納税額計算(連結納税含む)
租税特別措置 (法人税関連)	租税特別措置の適用判断の為のデータ収集確定申告書の別表作成・添付資料提出※研究開発税制や所得拡大促進税制等
法人住民税・事業 税	・課税所得・申告納税額計算(外形標準課税含む)
消費税	・消費税の課税・非課税の判定、税率区分・消費税申告額の計算
固定資産税、事業 所税	・償却資産申告書、事業所税申告書の作成・提出
所得税・社会保険 料	 ・年末調整 ・マイナンバーの取得・管理・提出 ・源泉徴収税額・社会保険料の計算 ・支払調書の作成・提出 ・社会保険料等に関する手続き(算定基礎届出等) ・海外出向従業員等のための諸手続き

- Q8-1 責社において、税務にかかる事務コスト削減に向けた組織目標・考え方等*を掲げていますか。 (単一回答)
- (※)「組織目標・考え方等」とは対外的に公表しているような税務ポリシー・ガパナンス等の目標ではなく、組織内で共有されている事務コスト削減に特に着目した目標、考え方等(税理士法人・税理士への外注にあたっての事務コスト削減等に着目した目標、考え方も含みます)を指します。

1	はい	→08-2 ヘ
2	いいえ	→08-3 ヘ

[08-1で「①はい」と回答した方]

08-2 組織目標・考え方等を設定されていれば、具体的にご記入ください。また、いつからそういった目標等を設定し始めましたか、併せてお答えください。

具体的な組織目標・考え方等 目標設定を始めた時期 年前から

→08-4 ~

[08-1で「②いいえ」と回答した方]

08-3 以下の税目について、会計上の財務諸表の作成以後に生じる、「税務手続き関連」の業務に係る社内のおおよその延べ時間をお答えください。また、税務手続き関連業務を除く、会計・経理作業に要する時間についてもお答えください。

また、特に事務負担の大きい作業等があれば、その税目と具体的な作業内容をご記入ください。

- (※) ご回答に際しては、冒頭の「税務手続き関連」の業務の例示をご参照ください。
- (※)会計・経理作業については、データの収集・集計等を含めた、財務諸表の作成に要する年間のおおよ その延べ時間をお答えください。

法人税	租税特別措置 (法人税関連)	法人住民税・ 事業税	消費税	固定資産税・ 事業所税	所得税・社会 保険料	会計・経理作業 (税務手続きを 致く)
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

特に事務負担の大きい作業内容 【税目】 【作業内容】

[すべての方]

- 08-4 税務手続き関連の業務に関するおおよその外部委託費用(年間)をご記入ください。また、納税申告手続きとは別に、税務調査対応等の納税申告手続き以外の事項を外部委託されている場合は、該当する外部委託費用(年間)をご記入ください。尚、直近事業年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間内に終了する事業年度)についてお答えください。
- (※) 外部委託費用は、顧問税理士、会計事務所、税務システム利用等に対する支出について、対象事業年度において費用計上した金額をご記入ください。おおよその金額で構いません。
- (※) 外部委託されていない場合には、「-」をご記入ください。
- (※) 1万円未満は四捨五入してください。

外部委託費用 (年間)	
	(内) その他(税務調査対応等)分
万円	万円

- 08-5 電子申告の導入は紙での申告に比して貴社の事務負担の軽減につながっていますか。(単一回答) また、その具体的な理由・原因があればご記入ください。
- (※) 利用されていない方は「⑤本制度を利用していない」をお選びください。
 - ① 非常にそう思う
 - ② そう思う
 - ③ あまりそう思わない
 - ④ 全くそう思わない
 - ⑤ 本制度を利用していない

理由・原因

- Q8-6 電子帳簿等保存法の規定に基づく承認を受けた帳簿書類等の電子保存は、貴社にとって帳簿書類等の保存に係る事務負担軽減につながっていますか。(単一回答)また、その具体的な理由・原因があればご記入ください。
- (※) 利用されていない方は「⑤本制度を利用していない」をお選びください。
 - ① 非常にそう思う
 - ② そう思う
 - ③ あまりそう思わない
 - ④ 全くそう思わない
 - ⑤ 本制度を利用していない

理由・原因

《ご記入いただきました個人情報の取扱について》

皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

【利用目的】お預かりしている個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。個々の調査票の結果やご回答内容が、貴社のご承諾がなく、他に知られることはございません。

【預託】お預かりしました個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【ご同意頂けない場合】個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても 調査票は返信用封筒をご利用の上、投函をお願いいたします。個人情報が未記入であっても集計から除 外されることはありません。

【お問い合わせ先】お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、1ページ目に記載した連絡先までお願い申し上げます。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。 ご回答終了後は、同封しております返信用封筒(切手不要)に入れて、 8月20日(金曜日)までにご投函下さい。

お仕事に関するアンケート

モニターの皆様へのお願い

本アンケートには、一般に公開していない情報が含まれる場合があります。 アンケート内で知り得た情報について、決して第三者に口外しないよう、お願いします。

「第三者への口外」に含まれる例

- 口頭、電話、メール等で友人・知人に話す
- * SNSやプログ、掲示板等に書き込む
- * その他、手段を問わず、情報を第三者に伝達する行為

注意事項

- 複数のアンケート画面を同時に開くと、正常に回答できません。 アンケートはひとつずつ、回答ください。
- アンケートへの回答は、「動作環境」に記載の環境からお願いします。
- 本アンケートは、回答を中断してから1時間以内は中断した質問から再開可能です。
 (システム緊急対応等により再開できない場合もありますので、予めご了承ください。)
- 回答結果は、当社の「個人情報保護方針」に基づいて取り扱います。

上記の内容をご確認いただき、同意してご協力いただける場合のみ、「同意し、アンケート開始」を押してアンケートを開始してください。

同意し、アンケート開始

■ご回答者様の属性についてお伺いします。

SC1 あなたは、個人事業者(法人を設立せずに事業を行っている者)ですか。

- 1. はい
- 2. いいえ

「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査」

必額		土たる業種は何ですか。
	1.	建設業
\bigcirc	2.	製造業
\bigcirc	3.	情報通信業
\bigcirc	4.	連翰荣
	5.	卸売・小売業
\bigcirc	6.	不動産業
	7.	飲食業
\bigcirc	8.	宿泊業
\bigcirc	9.	医療、福祉
\bigcirc	10.	教育・学習支援業
\bigcirc	11.	その他サービス業
0	12.	その他 具体的に:
SC ØØ	3 ii	税務申告はどちらで行っておりますか/行いますか。
	1.	青色申告
	2.	白色申告
	3.	その他:

■事業の承継についてお伺いします。

Q1 今後の事業の承継についてお答えください。 ◎弾	
1. 親族又は従業者に引き継ぎたい	
2. 第三者に引き継ぎたい (事業の譲渡・売却)	
3. 自分の代で廃業することもやむを得ない	
4. まだ分からない	
Q2 事業承継をする上での課題について、最も当て の第 るものについてお答えください。	はまるもの、2番目に当てはまるもの、3番目に当てはま
後継者が不在 (後継者が育っていないも含む)	選択 ▼
後継者候補から承諾が得られない	選択 ▼
相続税、贈与税の負担	選択 ▼
将来の経営不安	選択 ▼
役員・従業員の主気低下や取引先との関係	選択 ▼
金融機関との関係	選択 ▼
親族間の調整	選択 ▼
その他 具体的に:	選択 ▼

Q3 ■今後の事業の承継について「親族又は従業者に引き継ぎたい」または「まだ分からない」と回答した方 ^{②3} にお伺いします■
後継者の状況についてお答えください。
① 1. 決まっている
2. 決まっていないが候補者はいる
3. 候補者はいない
Q4 ■事業の後継者について「決まっている」、「決まっていないが候補者はいる」と回答した方にお伺いし ◎領 ます■
事業承継の時期についてお答えください。
○ 1年以内
1年超~3年以内
○ 3年超~5年以内
5年超~7年以内
○ 7年超
決まっていない/わからない
Q5 ■事業の後継者について「決まっている」、「決まっていないが候補者はいる」と回答した方にお伺いし 必須 ます■
新型コロナウイルス感染症の影響で、事業承継を行う時期に変化があった場合、その内容をお答えください。
※事業継承を行う時期を決めていない方は「変化はない」をお答えください。
1. 事業承継の時期を前倒しした
2. 事業承継の時期を後ろ倒しした
(3. 変化はない

Q6 ■事業の後継者について「決まっている」、「決まっていないが候補者はいる」と回答した方にお伺いし ◎項 ます■
事業用資産(土地、建物、機械設備等)を承継する予定はありますか。
○ 1. 予定がある
2. 予定はない
○ 3. 承継する資産がない
○ 4. 決まっていない/わからない
Q7 ■事業用資産の承継について「予定がある」と回答した方にお伺いします■ 必須
承継する予定の事業用資産は何ですか。 (いくつでも)
1. 土地
2. 建物
3. 機械・器具備品
4. 商品・製品・原材料等
5. 事業用債権 (売掛金等)
6. 現預金
7. その他 具体的に:
Q8 ■今後の事業の承継について「親族又は従業者に引き継ぎたい」または「まだ分からない」と回答した方 または事業用資産の承継について「予定はない」または「承継する資産がない」と回答した方にお伺いし ます■ 相続税・贈与税の負担についての不安はありますか。
() 1. ある
(2. ない

「令和3年度中小企業関係税制に関するアンケート調査」

Q9	■相続税・贈与税の負担について「ある」と回答した方にお伺いします■
	相続税の負担についての不安の理由についてお答えください。 (いくつでも)
_ 1.	資産の価額が高く、相続税が高いため
2.	流動資産(キャッシュ)が少なく、納税資金が足りないため
3.	相続税がどのくらい発生するのか不明なため
4.	相続する資産の見定めなどが終わっていないため
5.	事務が緊雑なため (納税実務が難しいため)
_ ^{6.}	その他 具体的に:
Q10	■相続税・贈与税の負担について「ある」と回答した方にお伺いします■
1	相続税の負担、不安などを理由に、廃業を考えたことはありますか。
<u> </u>	ある
O 2.	ない

Q11 令和元年度から個人事業主の事業承継を促進する税制が創設されました(詳細は以下を御覧くださ い)。 この制度をご存知ですか。

※ [画像を拡大] をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。



[画像を拡大]

- 制度をよく知っている
 制度の一部を知っている
 制度はあまり知らないが、聞いたことはある
 知らない
- Q12 この税制を使いたいと思いますか。
- 1. (\$U)

2. いいえ

3. すでに適用している

Q13	■個人版事業承継税制の使用について「使いたくない」と思った方にお伺いします■
	なぜそう思いますか。
<u> </u>	よく分からないから
O 2.	手続きが煩雑だから
3.	小規模宅地等の特例を選択するから
O 4.	あくまで税金の猶予であり、いずれは納税しなければならないと聞いたから
5.	特例措置の期間内(2028年12月末)までに承継する予定がないから
○ ^{6.}	その他 具体的に:
Q14	事業用資産の承継について「予定がある」と回答した方または個人版事業承継税制の使用について 「使いたい」と思った方にお伺いします
	個人版事業承継税制は、以下の資産について納税猶予の対象となります。 これ以外の事業用の資産において、相続税・贈与税の負担が特に大きいものはありますか。 (いくつでも)
	〈対象資産〉 (1) 土地等 (上限400m²) 事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されている もののうち、棚卸資産に該当しないもの (2) 建物 (上限800m²) 事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの (3) 減価償却資産 償却資産税が課税される償却資産 (構築物、機械装置、器具偏品、船舶等) 自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車・軽自動車 その他上配に準ずるもの (貨物運送用の一定の自動車、取得価額500万円以下の乗用自動車、牛等の生 物、特許権等の無形減価償却資産)
1.	事業用の預貯金・売掛金
2.	棚卸資産
3.	事業用の宅地・建物 (上限を超過する部分)
_ ^{4.}	その他 具体的に:
5.	特に大きなものはない

Q15	■先ほどの個人版事業承継税制の使用について「すでに適用している」と回答した方にお何いします■
1	個人版事業承継税制を適用するにあたり、課題・問題点があると思われる点はありますか。
O 1.	はい 具体的に:
O 2.	いいえ